

# 第 48 回 国土交通省政策評価会 議事次第

〔 令和 2 年 6 月 5 日 (金) 13:00 ~ 15:00  
於 : 3 号 館 4 階 特 別 会 議 室 〕

## 1. 開会

## 2. 議題

### (1) 報告事項

(1) -1 令和 2 年度政策評価会の年間スケジュール

### (2) 審議事項

(2) -1 国土交通省政策評価基本計画の一部変更について

(2) -2 令和 2 年度取りまとめ政策レビューの取組方針について

- ① 運輸安全マネジメント制度
- ② 水資源政策
- ③ 住生活基本計画
- ④ 北海道総合開発計画の中間点検
- ⑤ 産業分野における気象データの利活用促進

## 3. 閉会

国土交通省政策評価会委員

(50音順、敬称略)  
令和2年6月5日現在

座長	上山 信一	慶応義塾大学総合政策学部教授
	加藤 浩徳	東京大学大学院工学系研究科教授
	工藤 裕子	中央大学法学部教授
	佐藤 主光	一橋大学大学院経済学研究科・政策大学院教授
	白山 真一	上武大学ビジネス情報学部教授、公認会計士
	田辺 国昭	国立社会保障・人口問題研究所所長
	村木 美貴	千葉大学大学院工学研究院教授
	山本 清	鎌倉女子大学学術研究所教授

# 資料一覧

- 資料 1 令和 2 年度政策評価会の年間スケジュール
- 資料 2 国土交通省政策評価基本計画の一部変更（案）
- 資料 3 - 1 運輸安全マネジメント制度（大臣官房運輸安全監理官）
- 資料 3 - 2 水資源政策（水管理・国土保全局）
- 資料 3 - 3 住生活基本計画（住宅局）
- 資料 3 - 4 北海道総合開発計画の中間点検（北海道局）
- 資料 3 - 5 産業分野における気象データの利活用促進（気象庁）
- 参考資料 国土交通省政策評価会の開催について

		令和2年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
■政策レビュー													
令和2年度	運輸安全マネジメント制度	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; text-align: center;">                     【第48回政策評価会 取組方針】                 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">                     6月 ～ 7月                       【個別指導】                 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">                     評価書構成・内容検討                 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">                     10月頃                       【第49回政策評価会 中間報告】                 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">                     【個別指導】                 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">                     【テーマ担当委員によるチェック 評価書一次案送付】                 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">                     評価書(案)修正                 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">                     【全委員によるチェック 評価書二次案送付】                 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">                     評価書(案)修正                 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">                     評価書決定・公表                 </div> </div>											
	水資源政策												
	住生活基本計画												
	北海道総合開発計画の中間点検												
	産業分野における 気象データの利活用促進												

## 国土交通省政策評価基本計画の一部変更(案)

(政策レビューテーマの選定について)

- 現行では、5年以内の政策レビューテーマを予め定めている。この趣旨は、政策レビューを実施する当該年度までの間のレビューに向けたデータ収集や調査実施などの準備を計画的に行うためのもの。
- しかし、令和3年度以降の各テーマについて担当局等に検討状況を確認したところ、大部分は「今後検討予定」としており、早期にテーマ選定を行う効果は薄い状況。
- そこで、今後は、翌年度及び翌々年度の2カ年分のテーマを定め、レビュー実施の1年7ヶ月前から準備の開始を可能にするよう変更したい。

(現行)「国土交通省政策評価基本計画」平成31年3月27日策定(抜粋)

## 2 政策レビュー(総合評価方式)

## (2)実施時期等

- イ 具体的なテーマについては、当該年度に政策レビューを実施するテーマのほか、当該年度から5年以内に政策レビューを実施するテーマを実施計画において定める。

(変更案)今般、次のように見直すこととしたい。

## 2 政策レビュー(総合評価方式)

## (2)実施時期等

- イ 具体的には、翌年度の実施計画を策定する際に、翌年度及び翌々年度に政策レビューを実施するテーマを定める。

# 「運輸安全マネジメント制度」

---

令和2年6月5日  
国土交通省 大臣官房  
運輸安全監理官

# 1. 政策レビューの取組方針

テーマ名	運輸安全マネジメント制度
対象政策の概要	<p>平成17年にヒューマンエラーに起因した運輸事業における重大事故の教訓から、各運輸事業者が経営トップのリーダーシップの下で、会社全体が一体となった安全管理体制の構築と、安全に関する取組をPDCAサイクルによりスパイラルアップを図っていくこととした。また、その取組状況を国がチェックし、さらなる改善に向けた助言等を行うこととした。平成18年10月より運輸安全マネジメント制度を開始。</p> <p>運輸安全マネジメント制度では、制度対象・非対象事業者問わず、運輸事業者へ普及・啓発を行い、取組の促進が図られること、また運輸事業者において経営トップから現場まで一丸となった安全管理体制の構築を行い、構築された安全管理体制を自らが内部監査等の手法によりチェックを行い、安全風土・安全文化の構築が継続的に図られるよう国土交通省において評価を行うことで安全管理体制構築に貢献し、その結果、事故の予防、再発防止に寄与する政策。</p>
評価の目的、必要性	<p>前回のレビューではデータが整備されておらず、十分な分析が行えなかった「運輸安全マネジメント制度」の政策効果等について分析を行いたいと考える。今般、令和2年度に政策レビューを実施し、政策評価結果を基に、「運輸安全マネジメント制度」の質の向上へと繋げていくことを目的とする。</p> <p>併せて輸送の安全の確保は、運輸事業の根幹であり、不断の改善・向上の取組みが不可欠な最重要課題であるため、平成22年度に行った政策レビューから10年の経過を機に、運輸安全マネジメント制度が輸送の安全の確保に寄与出来ているかを確認する必要がある。</p>
評価の視点	「運輸安全マネジメント制度」が、運輸事業者の自主的な安全管理体制の確立に貢献しているか、そして安全向上につながっているかを分析する。
評価手法	平成18年10月の運輸安全マネジメント制度導入後13年間に国土交通省にて実施した運輸安全マネジメント評価の結果（運輸安全マネジメント評価報告書）等を基に、蓄積を行った各種データにより分析を行う。
政策への反映の方向	（Check（確認）後、必要な記述を行う）
検討状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガイドラインにおける充足率データの蓄積</li> <li>・鉄道・バス・トラックにおける事故発生件数データの収集</li> <li>・バス・タクシー・トラックにおける事故保険金支払いデータの購入</li> <li>・シンポジウム、セミナー等事業者への制度普及状況等のデータ収集</li> <li>・運輸安全マネジメント制度を政策評価するにあたり、第三者における分析を検討</li> </ul>
第三者の知見の活用	運輸審議会（運輸安全確保部会）及びリスクコンサル会社の知見を活用する
備考	1

## 2. 対象政策の概要(運輸安全マネジメント制度導入の経緯)

### 平成17年にヒューマンエラーが原因と見られる事故等が多発

#### 鉄道

- 3月 東武鉄道伊勢崎線踏切障害事故 (死者2名、負傷者2名)
- 4月 JR西日本福知山線脱線事故 (死者107名、負傷者549名)



#### 自動車

- 4月 近鉄バス転覆事故 (死者3名、負傷者20名)
- 大川運輸踏切衝突事故 (スーパーひたちと衝突)



#### 海運

- 5月 九州商船フェリーなるしお防波堤定衝突
- 6月 知床半島観光周遊船乗揚



#### 航空

- 1月 JAL新千歳空港における管制指示違反
- 3月 JAL客室乗務員の非常口扉の操作忘れ
- 4月 ANK小松飛行場における管制指示違反



(JR西日本 安全性向上計画)

- **安全最優先の意識**が組織の隅々まで浸透するに至らなかった。
- 本社と現場との**双方向のコミュニケーション**がほとんど行われていなかった。

(JAL「事業改善命令」「警告」に対する改善措置について)

- **安全が最優先**であることを浸透させる経営の取組が不十分。
- 経営と現場との距離感及び**部門間の意思疎通**の不足。
- 現場に対する経営トップの**双方向コミュニケーション**が不十分。

平成17年6月14日 第1回**公共交通に係るヒューマンエラー事故防止対策検討委員会**開催  
(事務次官主催・関係局長等及び民間有識者で構成)

平成17年8月4日 公共交通に係るヒューマンエラー事故防止対策検討委員会中間とりまとめ

- **事業者による安全マネジメント態勢の構築が必要**
- **国による安全マネジメント態勢の評価が必要**

- 平成18年3月31日 **運輸安全一括法の公布**
- 平成18年度 大臣官房新組織設置

平成18年10月1日～  
**運輸安全マネジメント制度の開始**<sup>2</sup>



## 2. 対象政策の概要(運輸安全マネジメント制度の概要)

- 過去の運輸事業における重大事故(JR西日本福知山線脱線事故(平成17年4月。死者107名、負傷者549名)など)の教訓から、各運輸事業者が経営トップのリーダーシップの下で、会社全体が一体となった安全管理体制の構築と、安全に関する取組をPDCAサイクルによりスパイラルアップを図っていくことが重要。また、その取組状況を国がチェックし、さらなる改善に向けた助言等(「運輸安全マネジメント評価」)を行うことが必要。
- このため、陸・海・空の各事業法を改正し、平成18年10月に運輸安全マネジメント制度がスタート。
- 同制度に基づき、運輸事業者に対し、これまでに延べ10,158回(平成31年3月末時点)の運輸安全マネジメント評価を実施するとともに、セミナー等により運輸事業者の安全に関する取組や人材育成を支援し、輸送の安全性向上を推進。

### 運輸事業者

- ◆ 各事業法に基づき、①安全統括管理者(役員以上)の選任、②安全管理規程の作成等の義務付け
- ◆ 経営トップのリーダーシップの下、自律的な安全管理体制を構築・運営

#### <安全管理体制に求める主な内容>

- ① 安全方針の策定・周知      ② 安全重点施策の策定、見直し      ③ コミュニケーションの確保
- ④ 事故、ヒヤリ・ハット情報の収集・活用      ⑤ 教育・訓練の実施      ⑥ 内部監査の実施 等 (全14項目)

評価  
啓発

### 国土交通省

- ◆ 運輸安全マネジメント評価  
本省・地方運輸局の評価チームが事業者へ赴き、経営トップや安全統括管理者へのヒアリング等を行い、安全管理体制の構築・運営状況や輸送の安全に関する取組状況を確認し、継続的改善に向けて評価・助言を実施
- ◆ セミナー、シンポジウムの実施  
全国の運輸事業者を対象とした普及・啓発や、人材育成を支援し、事業者の取組を促進



運輸安全マネジメント評価の様子

# 運輸安全マネジメント評価について

国土交通省

## ◆ 運輸安全マネジメント評価

本省・地方運輸局の評価チームが事業者へ赴き、輸送の安全に関する取組状況を確認し、安全管理体制の向上に向けて評価を実施



運輸安全マネジメント評価の実施の様子

評価

### 運輸事業者

- ◆ 各事業法に基づき、①安全統括管理者(役員以上)の選任、②安全管理規程の作成等の義務付け
- ◆ 経営トップのリーダーシップの下、ガイドラインを参考に自主的な安全管理体制を構築・運営

#### ① 経営トップの責務

経営トップは、安全管理体制に主体的かつ積極的に関与し、リーダーシップを発揮する。安全管理体制が適切・円滑に運営されるよう、経営管理部門に対して、確実に指示等を行う

#### ② 安全方針

#### ③ 安全重点施策

安全方針を設定、周知するとともに、安全方針実現のための具体的施策を策定・実施

#### ④ 安全統括管理者の責務

#### ⑤ 要員の責務・権限

#### ⑧ 重大な事故等への対応

#### ⑥ 情報伝達及びコミュニケーションの確保

#### ⑨ 関係法令等の遵守の確保

#### ⑦ 事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用

#### ⑩ 安全管理体制の構築・改善に必要な教育・訓練等

#### ⑫ マネジメントレビューと継続的改善

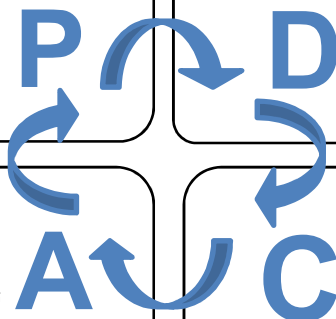
マネジメントレビューの結果等、安全管理体制の中で明らかになった課題等に対する是正措置及び予防措置を実施

#### ⑪ 内部監査

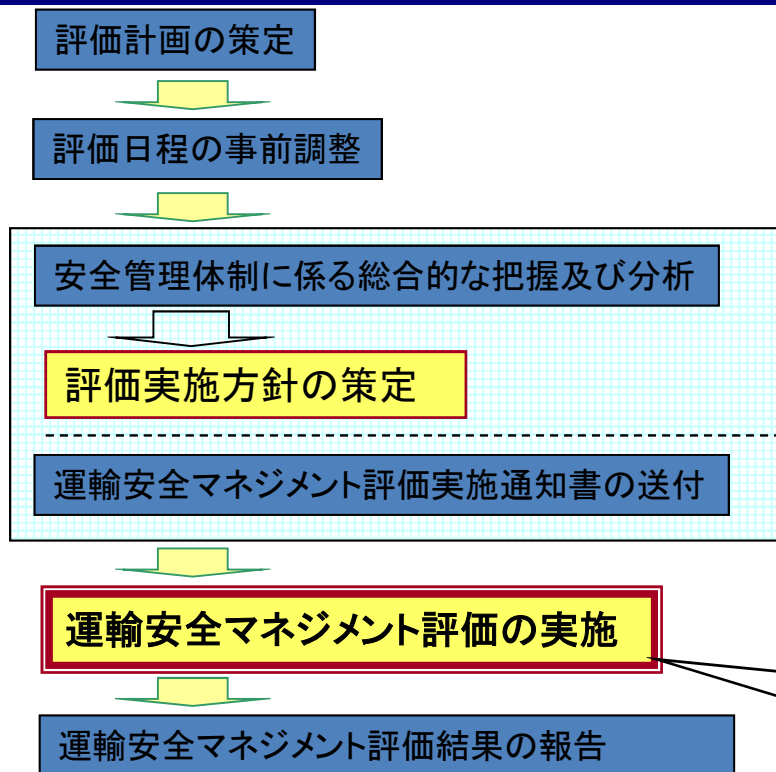
安全管理体制の運用状況の社内チェックを少なくとも1年毎に実施(重大事故等の場合随時)

#### ⑬ 文書の作成及び管理

#### ⑭ 記録の作成及び維持



# 運輸安全マネジメント評価の全体の流れ



<運輸安全マネジメント評価日程例>  
～ 2日間の場合 ～

1 日 目	13:00	オープニングミーティング
	13:30	経営トップインタビュー
	14:50	安全統括管理者インタビュー
	16:20	安全推進室長インタビュー
	17:30	諸連絡
	17:40	初日終了



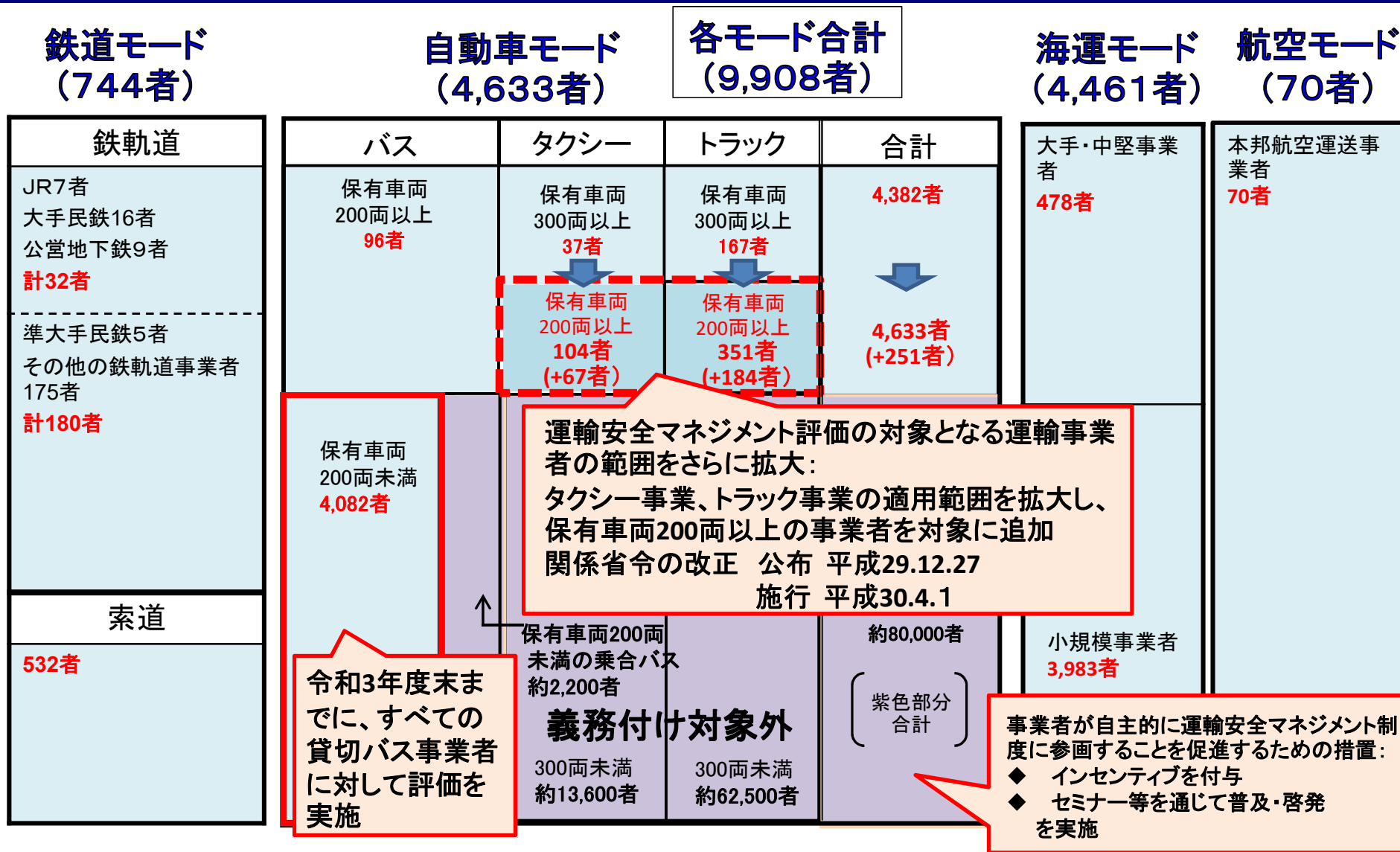
運輸安全マネジメント評価の実施の様子

- 実施期間：1～2日間で実施
- 場 所：事業者の本社等
- 作業内容：経営トップほか経営管理部門へのインタビューと書類の確認
- 評価指針：運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドラインなど

2 日 目	09:00	監査部長インタビュー
	10:00	文書・記録類確認
	11:30	評価担当者打合せ
	16:30	クロージングミーティング(報告書提示)
	17:00	評価終了

## 2. 対象政策の概要(各交通モードの対象事業者一覧)

### 各交通モードの対象事業者一覧と自動車運送分野における措置



### 3. 評価の目的・必要性

#### 評価の目的・必要性

輸送の安全の確保は、運輸事業の根幹であり、不断の改善・向上の取組みが不可欠な最重要課題。

国土交通省では、平成17年に起きた運輸事業における事故・トラブルを契機とした「運輸の安全性のための鉄道事業法等の一部を改正する法律」(平成18年法律第19号。平成18年3月31日公布・施行。)に基づき、陸・海・空の輸送モード横断的に事業者自らがトップから現場まで一丸となった安全管理体制を構築・改善し、その取組み状況を国が評価する「運輸安全マネジメント制度」を平成18年10月より実施しているところ。

平成22年度に行った政策レビューから10年の経過を機に、前回のレビューではデータが整備されておらず、十分な分析が行えなかった「運輸安全マネジメント制度」の政策効果について分析を行いたいと考える。今般、令和2年度に政策レビューを実施し、政策評価結果を基に、「運輸安全マネジメント制度」の質の向上へと繋げていくことを目的とする。

## 4. 評価の視点①

### 評価の視点

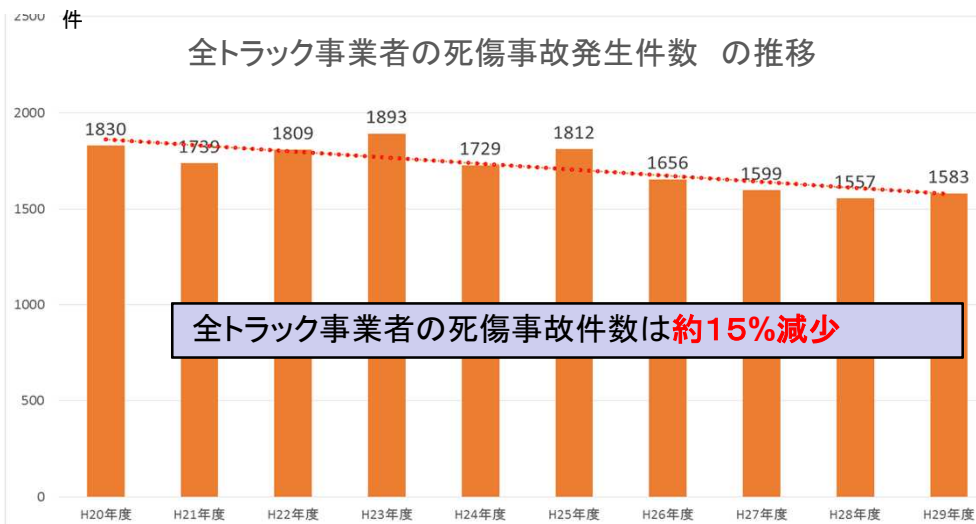
運輸安全マネジメント制度は、従来から行われている安全基準の策定・遵守や保安監査の実施とあいまって、国が運輸安全マネジメント評価を行うことにより、運輸事業者に自主的に安全管理体制を確立（安全重点施策の策定・見直し、コミュニケーションの充実、安全教育・訓練の実施・充実、内部監査の実施・充実等）させ、運輸事業者の輸送の安全性向上を図ろうとするものである。

運輸安全マネジメント制度が運輸事業者の自主的な安全管理体制の確立に貢献しているか、そして安全向上につながっているかどうかという視点から政策評価を行う。

# 4. 評価の視点②(運輸安全マネジメント制度の効果)

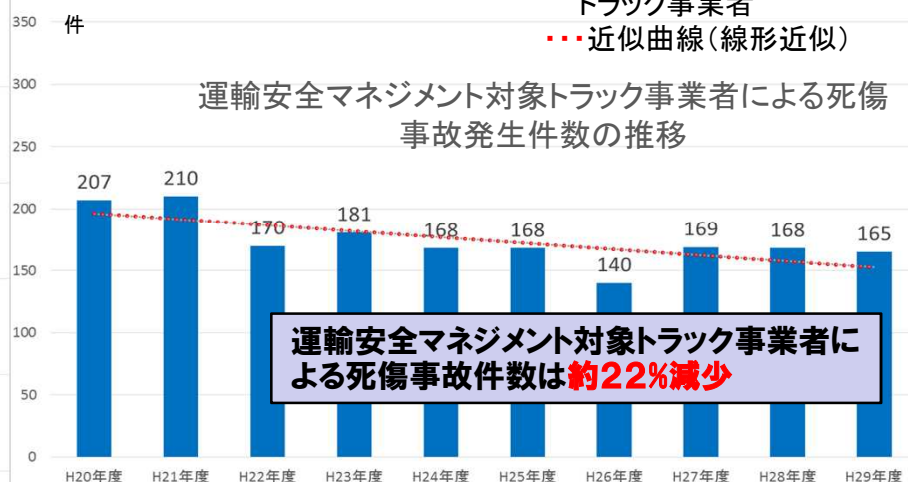
## 事故件数の増減状況①

安全性の向上(トラック事業者による死傷事故件数の推移)

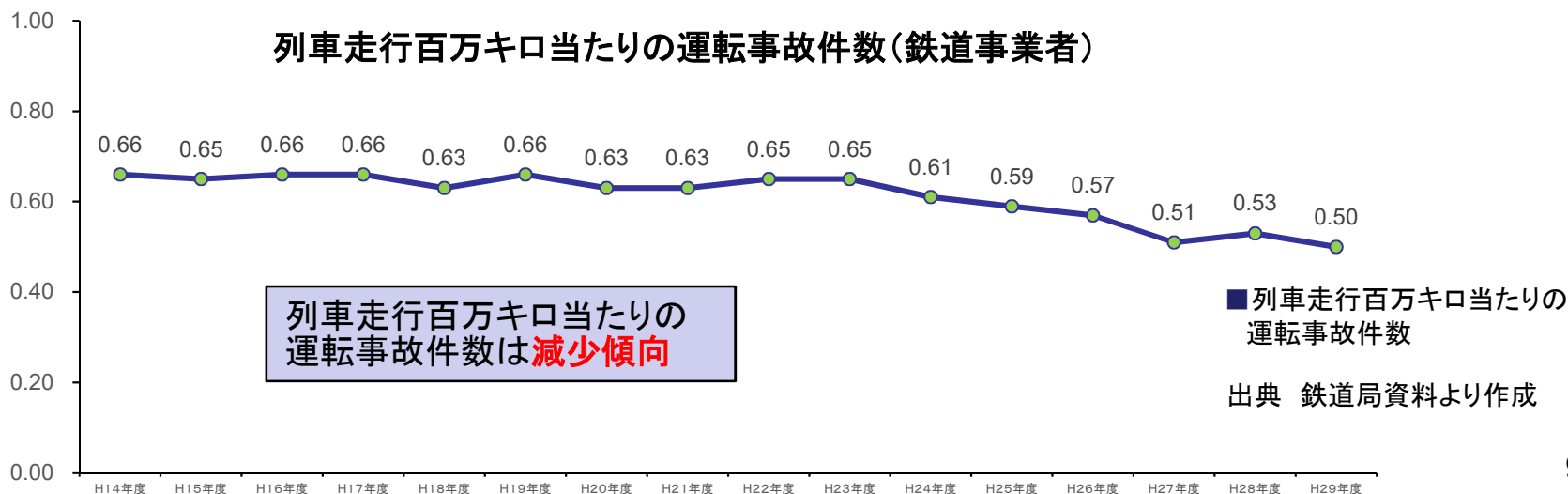


出典 自動車局資料より作成

- 全トラック事業者
- 運輸安全マネジメント対象トラック事業者
- ... 近似曲線(線形近似)

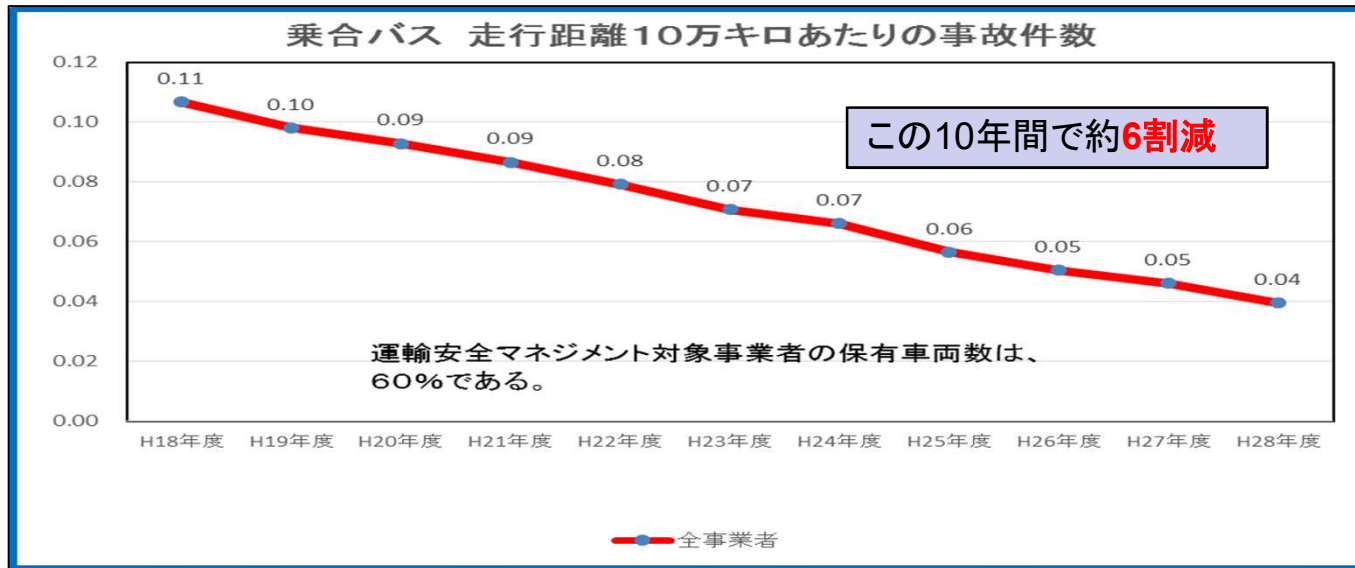


列車走行百万キロ当たりの運転事故件数(鉄道事業者)



## 4. 評価の視点③(運輸安全マネジメント制度の効果)

### 事故件数の増減状況②



運輸安全マネジメント対象事業者の合計保有車両数は、全乗合バス事業者の保有車両数の約60%である。

※ 出典:

- ・事故件数: (財)交通事故総合分析センター
- ・総走行距離「数字でみる自動車」



## 5. 評価手法

### 評価手法

#### 【国土交通省としての評価手法】

・制度開始以降現在まで13年間において、蓄積を行った各種データにより以下の分析を行う。

- ①鉄道・バス・トラック・海事・航空等における安全性の向上について運輸安全マネジメント対象事業者による事故発生件数等を分析
- ②バス・タクシー・トラックにおける事故保険金支払データから見いだされる制度の効果分析
- ③運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドラインに記載されている14項目の充足率及び運輸安全マネジメント評価実施後のアンケート結果から見いだされる安全にかかる取組効果分析

※運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドラインとは  
事業者における安全管理体制の構築・改善に係る取組のねらいと事業者に期待する取組を参考として示している

- ④シンポジウム、安統管フォーラム、セミナー参加事業者、HP上で公開をしている取組事例の活用状況等、様々な取組による事業者への制度普及状況分析

#### 【第三者(リスクコンサル会社)としての評価手法】

・当事者目線での分析だけでなく、第三者目線から運輸安全マネジメント制度について、以下の分析を行う。

- ①国土交通省にて保有している上記①～④のデータをリスクコンサル会社の視点にて分析(詳細はP11に記載)
- ②各モード(鉄道、自動車、海事、航空)複数社から サンプル調査(ヒアリング)を実施し、結果を分類・集計。

## 6. 第三者の知見の活用①-1

### 「運輸安全マネジメント制度」に対する有識者による第三者評価

鉄道事業法等により、国土交通大臣が運輸安全マネジメント評価を適正に実施するための基本的な方針を定めるに当たっては、運輸審議会(運輸安全確保部会)に諮らなければならないとされているほか、運輸審議会(運輸安全確保部会)に定期的に報告し、チェックしていただいている。

#### 運輸審議会(運輸安全確保部会)の委員・専門委員

##### 委員

\* 運輸安全確保部会所属

原田 尚志(元(株)東日本環境アクセス 代表取締役社長)  
 牧 満(元SMBCコンサルティング(株)取締役会長)\* 部会長  
 河野 康子(元(一社)全国消費者団体連絡会 事務局長)  
 二村 真理子(東京女子大学現代教養学部 教授)  
 山田 攝子(弁護士)\* 部会長代理  
 和田 貴志(元日本通運(株)常勤監査役)\* 部会委員

##### 専門委員

井川 勇喜夫(ANAビジネスソリューション(株)営業本部研修事業部参与)\*  
 稲葉 緑(情報セキュリティ大学院大学情報セキュリティ研究科 准教授)\*  
 井料 美帆(名古屋大学大学院環境学研究科 准教授)\*  
 小松原 明哲(早稲田大学理工学術院創造理工学部  
 経営システム工学科人間生活工学研究室 教授)\*  
 酒井 ゆきえ(フリーアナウンサー)\*  
 佐々木 司((公財)大原記念労働科学研究所上席主任研究員・理学博士)\*  
 渡辺 研司(名古屋工業大学大学院工学科社会工学専攻教授  
 リスクマネジメントセンター防災安全部門長))\*

#### 運輸安全マネジメント評価に関する 運輸審議会(運輸安全確保部会)の活動

##### 運輸審議会への諮問案件

・安全管理規程に係る報告徴収又は立入検査の  
実施に係る基本的な方針策定  
(平成18年5月～平成18年8月)

・安全管理規程に係る報告徴収又は立入検査の  
実施に係る基本的な方針の策定  
(平成21年12月～平成22年3月)

・安全管理規程に係る報告徴収又は立入検査の  
実施に係る基本的な方針の策定  
(平成28年12月～平成29年7月)

##### 運輸審議会への定期的報告について

・【平成30年度】平成31年3月19日(火)10:30～合同会議  
本審議会委員5名(うち部会に属する委員3名)+部会専門  
委員7名 計12名出席

・【平成29年度】平成30年3月29日(木)10:30～合同会議  
本審議会委員5名(うち部会に属する委員3名)+部会専門  
委員7名 計12名出席

# 6. 第三者の知見の活用①-2

## 運輸安全マネジメント制度の今後のあり方について (運輸審議会答申(平成29年7月))

### 審議内容

- ◆ 自動車輸送分野における取組の一層の展開の必要性
- ◆ 未だ取組の途上にある事業者への対応と取組の深化を促進する必要性
- ◆ 効果的な評価実施のための国の体制強化の必要性 等

### 答申内容

#### 自動車輸送分野における措置

##### 貸切バス事業者の安全性向上のための重点的な措置 (実施済)

- 今後5年間で全ての貸切バス事業者の安全管理体制を確認
- 貸切バス事業者が行政処分を受けた場合、**運輸安全マネジメント評価を事業許可更新の要件化**

##### 自動車輸送分野における取組を促進するための方策 (実施済)

- **トラック事業者、タクシー事業者の適用範囲を拡大 (300両以上保有 → 200両以上保有)**
- **努力義務事業者に対する各種インセンティブの付与**

#### 全分野共通の措置

##### 運輸事業者の取組の深化を促進する方策 (実施済)

- **事業環境や社会環境の変化 (職員の高齢化、自然災害・テロ・感染症等の新たなリスク等) に対し、経営トップの認識と組織全体としての対応を促進**
- **運輸安全マネジメント評価における重点確認事項の拡充**
- **安全統括管理者会議の創設**
- **国土交通大臣表彰制度の創設**
- **中小規模事業者の取組を容易にする方策を促進**

##### 国の体制の強化 (継続実施)

- 評価を実施する国の職員の**人材育成の強化**

##### 情報通信技術の運輸安全マネジメント分野への活用 (実施済)

- **ビッグデータ解析、IoTやAIの技術進歩等の情報通信技術活用の検討**

## 6. 第三者の知見の活用②

### 「運輸安全マネジメント制度」に対するリスクコンサル会社による分析

運輸安全マネジメント制度開始以来の安全性の向上における効果、運輸安全にかかる普及・啓発における事業者への広がりなど、2つの柱において定量的・定性的に分析を行い、運輸の安全の向上にいかなる効果があるか分析を行う。

#### 調査分析の方向性

- ・保険データ(バス、タクシー、トラックの群別保険金支払データ)、運輸安全マネジメント評価に対する運輸事業者アンケート、運輸安全マネジメントDBに格納されている評価情報、運輸安全セミナー、認定セミナー開催数、出席者数、及びアンケート結果、運輸審議会における委員の意見、ガイドライン等のダウンロード回数、運輸事業者へのヒアリングなどを活用し、分析。
- ・運輸安全マネジメント制度開始以降に蓄積された上記データ及び分析結果を活用し、経年での制度浸透度合いを把握するとともに、様々な角度から政策の効果検証を実施。

※運輸安全マネジメントDBとは評価対象事業者の過去の評価情報を共有するために使用しているシステム

※認定セミナーとは国土交通省から認定を受けた民間機関が行うセミナー(詳細はP18に記載)

# 参考資料

# 7. 参考(効果分析資料)

## ○運輸安全マネジメント評価実施状況(平成30年度)

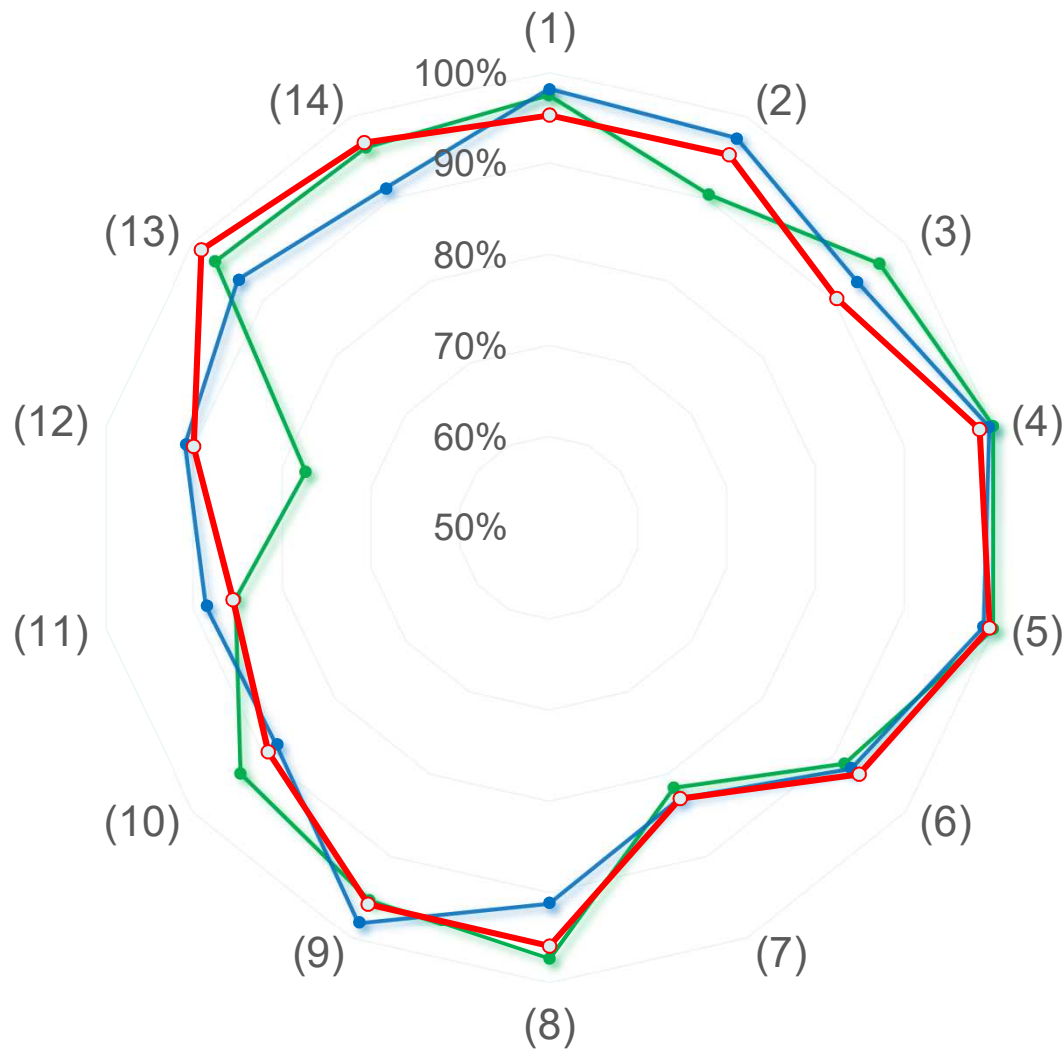
	鉄道			自動車				海事			航空	合計
	鉄軌道	索道	合計	バス	タクシー	トラック	合計	旅客船	貨物船	合計		
平成29年度評価実施事業者数	46者	17者	63者	800者 (内、貸切バス、784者)	3者	15者	818者	110者	86者	196者	17者	1,094者
平成30年度評価実施事業者数	50者	15者	65者	760者 (内、貸切バス、743者)	2者	18者	780者	88者	75者	163者	20者	1,028者
制度創設以降の評価実施事業者数(延べ数) (平成18年度～平成30年度)	670回	708回	1,378回	2,723回	137回	464回	3,324回	4,061回	1,178回	5,239回	217回	10,158回

※貸切バスの占める割合が高い

# 7. 参考(効果分析資料)

## 運輸安全マネジメント評価結果①

評価項目別の取組状況の充足率(大規模事業者)



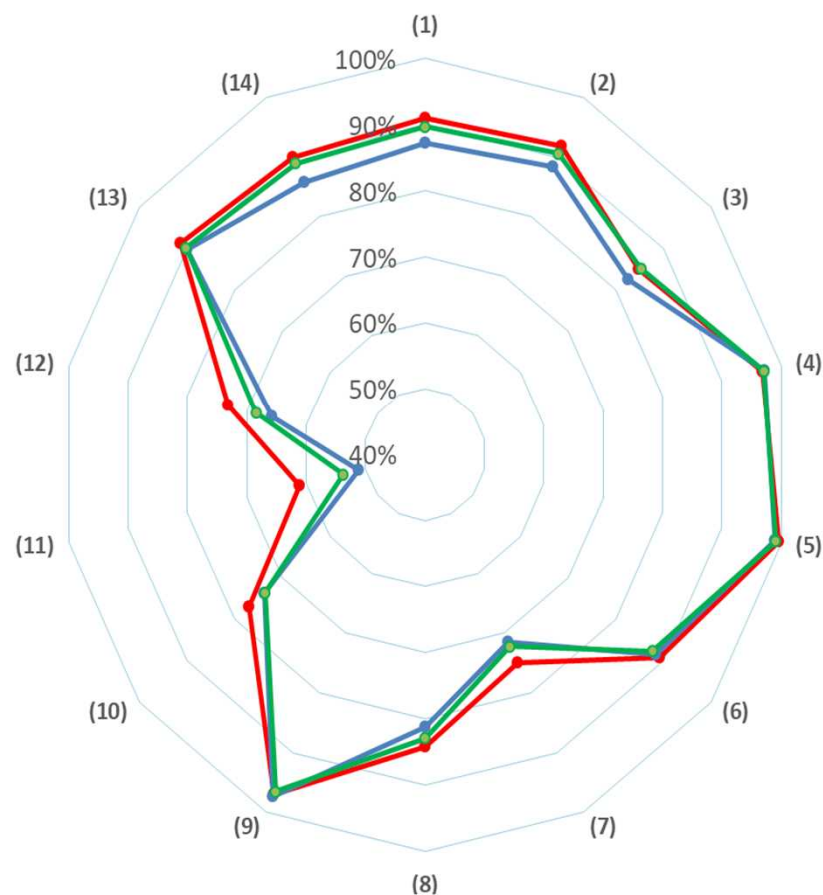
- 評価項目**
- (1) 経営トップの責務
  - (2) 安全方針
  - (3) 安全重点施策
  - (4) 安全統括管理者の責務
  - (5) 要員の責任・権限
  - (6) 情報伝達及びコミュニケーションの確保
  - (7) 事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用
  - (8) 重大な事故等への対応
  - (9) 関係法令等の遵守の確保
  - (10) 安全管理体制の構築・改善に必要な教育・訓練等
  - (11) 内部監査
  - (12) マネジメントレビューと継続的改善
  - (13) 文書の作成及び管理
  - (14) 記録の作成及び維持

- 平成19年度
- 平成23年度
- 平成29年度

# 7. 参考(効果分析資料)

## 運輸安全マネジメント評価結果②

評価項目別の取組状況の充足率(中小規模事業者)



### 評価項目

- (1) 経営トップの責務
- (2) 安全方針
- (3) 安全重点施策
- (4) 安全統括管理者の責務
- (5) 要員の責任・権限
- (6) 情報伝達及びコミュニケーションの確保
- (7) 事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用
- (8) 重大な事故等への対応
- (9) 関係法令等の遵守の確保
- (10) 安全管理体制の構築・改善に必要な教育・訓練等
- (11) 内部監査
- (12) マネジメントレビューと継続的改善
- (13) 文書の作成及び管理
- (14) 記録の作成及び維持

● 平成29年度     
 ● 平成28年度     
 ● 平成27年度

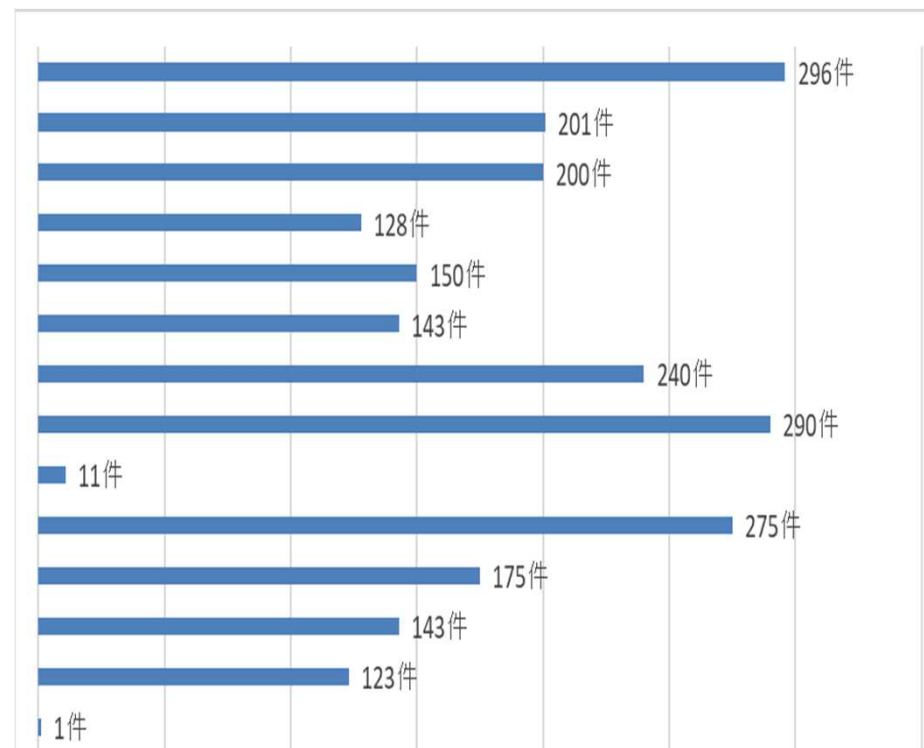


# 7. 参考(効果分析資料)

運輸事業者等が運輸安全マネジメントにより、成果が上がっていると考えている事項  
(シンポジウム2019シンポジウムアンケートより)

有効回答数654 ※複数回答可

①自社の課題の明確化	296
②課題に対する対応の議論の深度化・実践	201
③安全に関する中長期の計画・展望の作成	200
④事故の減少	128
⑤自然災害への備え	150
⑥取組の見える化の推進	143
⑦経営管理部門の安全意識の向上・安全に関する投資の拡大	240
⑧現場の安全意識・法令遵守意識の向上	290
⑨顧客からのクレームの減少	11
⑩事故、ヒヤリ・ハット情報の収集・活用の強化	275
⑪教育・訓練の体系化促進	175
⑫内部監査の効果的な実施	143
⑬マネジメントレビューの効果的な実施	123
⑭その他	1



## 7. 参考(普及・啓発分析資料)

### ○運輸安全マネジメントセミナー実施

国土交通省では、運輸安全マネジメントセミナーを開催

目的: 制度の理解を深めるため

約80,000者の制度対象外事業者が自主的に制度へ参画することを促進するため

対象者: 運輸事業者における安全担当部署に所属される方

(令和元年度実施数)

	本省	地方運輸局	合計
開催回数	24回	13回	37回
受講者数	396人	2,548人	2,944人

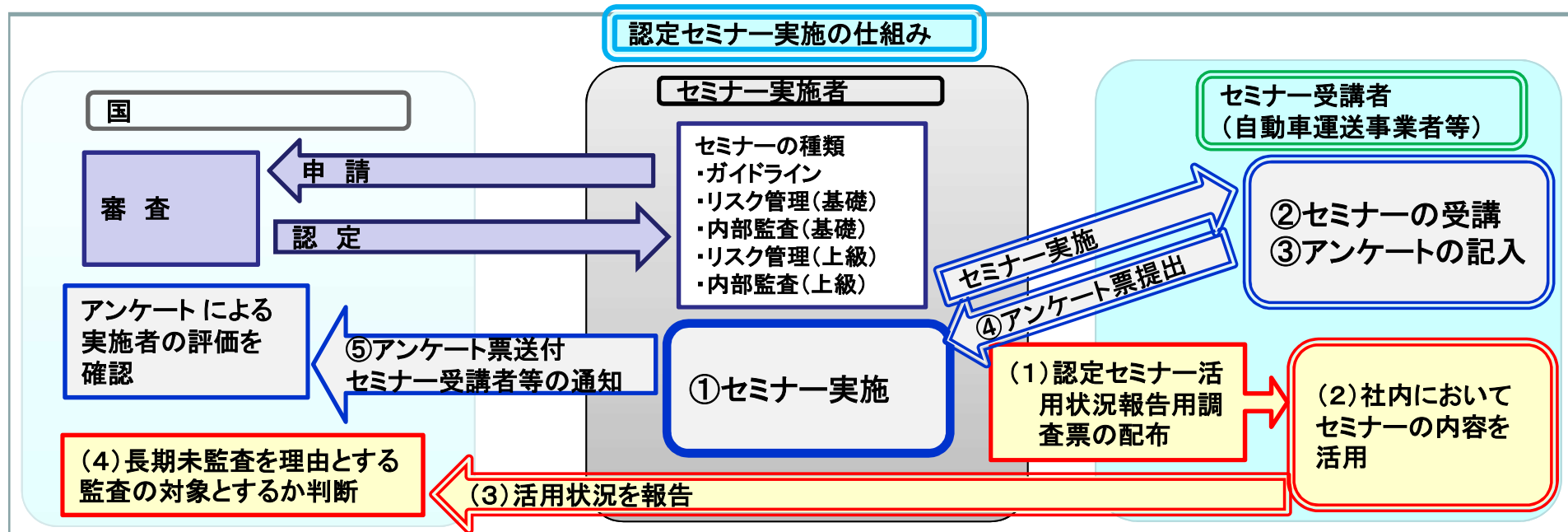
(制度創設以降の実施数(延べ数))(平成18年度～令和元年度)

	本省	地方運輸局	合計
開催回数	369回	120回	489回
受講者数	4,094人	25,833人	29,927人

# 7. 参考(普及・啓発分析資料)

## 民間機関等が実施する運輸安全マネジメントセミナーの認定

1. 国土交通省は、民間機関等の活力とノウハウを活用して中小自動車運送事業者に対する運輸安全マネジメントのさらなる浸透・定着を図るため、民間機関等が実施するセミナーを認定する仕組み(認定セミナー制度)を平成25年7月に構築。
2. 認定を受けた民間機関等は8者。(令和元年3月現在)



### 認定を受けた者

- ・ 一般財団法人日本品質保証機構
- ・ 東京海上日動リスクコンサルティング株式会社
- ・ SOMPOリスクアマネジメント株式会社
- ・ 株式会社インターリスク総研
- ・ 独立行政法人自動車事故対策機構
- ・ 一般社団法人日本海事検定協会
- ・ 公益財団法人関西交通経済研究センター
- ・ 株式会社創造経営センター

### 認定セミナーの実施状況

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (4月～12月)	合計
開催回数	113	335	271	276	409	372	264	2,040
受講者数	6,308	10,115	6,874	7,079	13,493	10,489	6,859	61,217

# 7. 参考(普及・啓発分析資料)

- 平成18年度から「運輸事業の安全に関するシンポジウム」を毎年開催
- 平成29年7月に運輸審議会の答申を得て、制度を強化・拡充、国土交通大臣表彰や、安全統括管理者会議(安統管フォーラム)を創設

## 運輸安全マネジメントに関する優良事業者等表彰式

運輸事業者における安全文化の構築・定着、継続的な見直し・改善に向けた取組を強力に支援するため、運輸事業者の取組に対するインセンティブとして国土交通大臣表彰を平成29年度から実施。

<令和元年度>

- 国土交通大臣表彰  
(青木副大臣から授与)
  - ・上野トランステック株式会社
- 危機管理・運輸安全政策審議官表彰
  - ・大阪高速鉄道株式会社
  - ・新潟運輸株式会社



## 安全統括管理者会議(安統管フォーラム)

同業他社あるいは交通モードの垣根を越えて、安全統括管理者や安全管理部門同士が交流を深めるため、「横の連携」の場づくりを目指すもの。

<令和元年度>

日時: 令和元年10月18日(金)  
場所: 霞ヶ関合同庁舎3号館  
10階共用会議室  
出席者数: 約60名



日時: 令和2年2月12日(水)  
場所: ホテル名古屋ガーデンパレス(葵・泉の間)  
出席者数: 約50名  
グループディスカッション(参加者及びテーマは公募により決定)

## 運輸事業の安全に関するシンポジウム

運輸事業の安全確保に関する意識向上を図り、安全に関する取組を推進する場として、また、運輸安全マネジメント制度の一層の浸透・定着に向けた取組の一環として平成18年度から毎年開催。

<令和元年度>

テーマ: 「運輸安全マネジメントによるリスク管理の強化」  
～自然災害にどう向き合うか～

日時: 令和元年10月1日(火)

場所: 昭和女子大学人見記念講堂(世田谷区)

出席者数: 運輸事業者等約1,170名

主催者挨拶: 青木 一彦 国土交通副大臣

プログラム: 有識者による基調講演、運輸事業者からの取組報告、パネルディスカッション 等



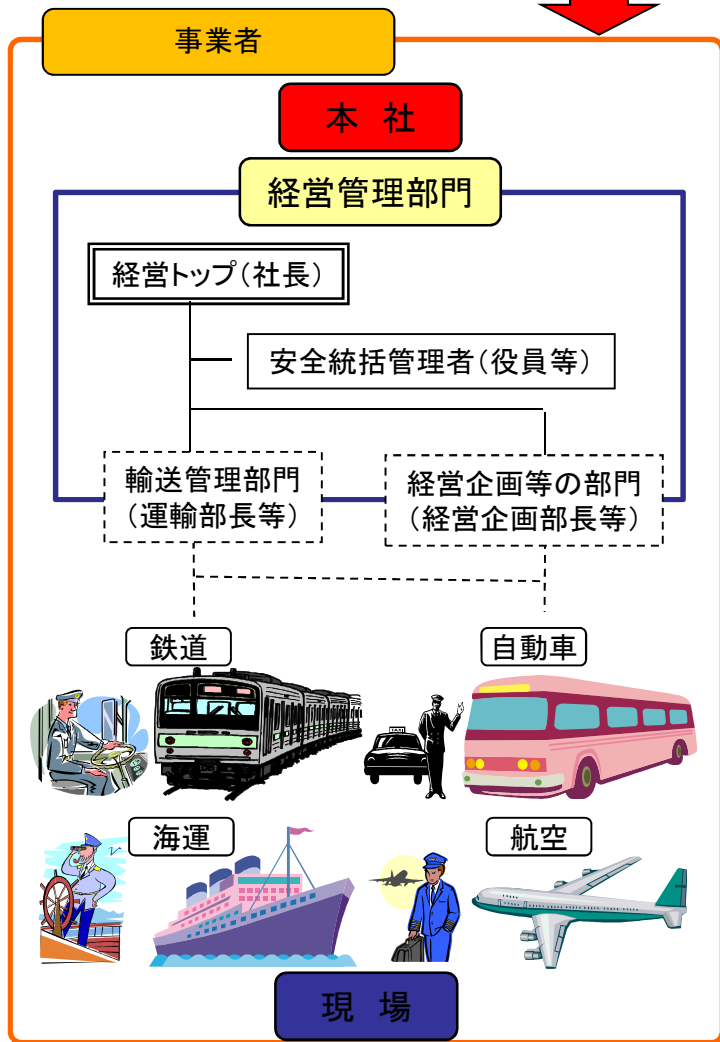
## 7. 参考(前回政策レビュー以後の動き)

年月	交通モード	制度改正・背景となる出来事
平成23年4月	航空	すべての本邦航空運送事業者を運輸安全マネジメント制度の対象に拡大
平成24年4月	自動車	関越道高速ツアーバス事故が発生
平成24年5月	共通	運輸安全マネジメント普及・啓発推進協議会を設立
平成25年7月	共通	民間機関等が国土交通省の認定を受けて運輸安全マネジメントセミナーを実施する仕組み(認定セミナー)を導入
平成25年10月	自動車	すべての貸切バス事業者を運輸安全マネジメント制度の対象に拡大
平成28年1月	自動車	軽井沢スキーバス事故が発生
平成28年10月	共通	運輸安全マネジメント制度導入から10年経過
平成29年1月	自動車	道路運送法改正(貸切バス事業の事業許可に更新制を導入等)
平成29年7月	共通	運輸審議会答申(「運輸安全マネジメント制度の今後のあり方について」)

# 7. 参考(安全確保に関わるステークホルダーの相関図)

国土交通省

運輸安全マネジメント評価＝国土交通省の評価チームが本社に赴き、経営トップ等や安全統括管理者へのヒアリング等により、安全管理体制の取組み度合いのチェックを行い、継続的改善に向けて評価・助言



## 1. チェックの基本的考え方

▶事業者が構築した安全管理体制が、仕組みと手順が適切に機能しているかをチェック

⇒4モード間に共通した手法

## 2. チェック項目の例

▶経営トップが、安全管理体制を具体的に把握し、現場の情報、課題等がフィードバックされる仕組みが構築状況の確認。

- ①安全に関する方針、目標の適切な設定状況確認。
- ②現場のヒヤリハット情報の収集、分析、対策状況確認。
- ③適切な内部監査の実施確認。
- ④有効な安全管理体制の見直し改善の実施確認。等

## 1. チェックの基本的考え方

▶輸送行為の個別の要素(輸送施設、運転手等)の基準等の遵守状況及び事故防止対策の実施状況等をチェック

⇒4モード固有の特性に応じたポイントの確認

## 2. チェック項目の例

- ①運行(航)要員の資格要件確認・運行(航)時間等の管理状況の確認。
- ②輸送用機器等の技術基準の確認。
- ③現場における運行(航)管理者の選任確認。等

国土交通省

保安監査＝運輸局等の監査要員が営業所等の事務所や輸送現場等で、管理者への聞き取り、施設等への現認により、技術基準等への適合性等を含む輸送の安全の取組みをチェック・改善命令

# 「水資源政策」

---

令和2年6月5日

国土交通省 水管理・国土保全局水資源部

# 1. 政策レビューの取組方針

テーマ名	水資源政策
対象政策の概要	安定的な水利用の確保、健全な水循環系の構築等の水資源政策を推進し、安全・安心な水資源の確保を図ることを目的とする。
評価の目的、必要性	<p>【目的】水資源分野のソフト対策について、施策の実施状況、成果について評価し、今後の政策の方向性を検討することを目的とする。</p> <p>【必要性】水資源政策については、平成26年に「水循環基本法」及び「雨水の利用の推進に関する法律」といった水資源分野に関わる法律が議員立法で成立し、同法等に基づく施策として、主に水資源分野のソフト対策を展開してきたところである。これらの法律の施行から一定期間が経過したため、これまで展開してきた施策の成果について評価し、今後の政策の方向性に反映させる必要がある。</p>
評価の視点	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 渇水 渇水対策への取組状況</li> <li>○ 地下水 地盤沈下防止等対策要綱の取組状況、地下水マネジメントの取組状況</li> <li>○ 雨水 雨水計画の策定状況、雨水利用の取組状況</li> <li>○ 水源地域 水源地域振興の取組状況</li> </ul>
評価手法	水資源政策に関する各種データ及び地方公共団体等へのアンケート調査を分析し、施策の進捗、達成状況を評価するとともに、課題の整理を行い、今後の取組の方向性を検討する。
検討状況	「日本の水資源の現況」として毎年とりまとめている、水資源政策に関するデータ等、地方公共団体等へのアンケート調査等をもとに評価を実施する予定。
第三者の知見の活用	国土交通省政策評価会での意見や個別指導での助言を活用する。
備考	



- ・水資源部が実施する水資源政策は、自らが事業を実施して実現を図るものではなく、基本計画の策定、実施等に係わる関係者間の調整等により事業の推進・促進を図ることが主である。
- ・ここでは、具体的に水資源部が主体となり、関係者間の調整を図って策定した計画等に基づき各事業者が実施、展開した事業等の実績及び成果・効果を以下に示す。

水資源政策	H26評価時の実績及び成果・効果 ※ ◎がハード施策	H26評価時における今後の政策の方向性	H26評価以降の主な取組
●水資源開発基本計画の策定	水資源開発促進法に基づき、7水系を指定、6計画を策定（利根川水系、荒川水系は2水系で1計画）  <b>【成果・効果】</b> ◎水資源開発施設を整備 ・水資源を開発 ・産業の発展等を下支え ・水供給の安定化 ・渇水被害の軽減 ・地盤沈下の防止	・危機時（地震等大規模自然災害時）における必要な水の確保 ・水インフラの老朽化への対応 ・地球温暖化に伴う気候変動リスクへの対応 ・危機的な渇水への対応	・H29.5国土審議会答申を踏まえて、需要主導型の水資源開発の促進からリスク管理型の水の安定供給へと、全7水系6計画の水資源開発基本計画の抜本的な見直しに着手  ★リスク管理型の水資源開発基本計画については、国土審議会の各水系部会において中間点検を行うため、今回の評価対象外
●水資源の利用の合理化等に関する重要事項 ・水利用の合理化	・フルプランに位置づけ、水利用の合理化を促進 ・節水取組事例の情報提供  <b>【成果・効果】</b> ・農業用水再編対策事業等の実施、用途間の水の転用が進捗	・地域の実情に応じ、用途をまたがった更なる水の転用 ・ハード・ソフト対策を組み合わせた水供給の全体システムでの対応を検討	・危機的な渇水に備え、渇水対応タイムラインの作成支援のため、「渇水対応タイムライン作成のためのガイドライン（初版）」をH31.3に公表
・地下水利用と地盤沈下対策	・フルプランに位置づけ、地下水の適切な利用を促進 ・地盤沈下防止等対策要綱を策定  <b>【成果・効果】</b> ・採取量の規制、代替水源の確保等により地下水を保全 ・水源転換が進捗	・引き続き地下水の保全を図る。 ・地盤沈下防止のため、エネルギー資源の観点も加えた総合的な管理を連携して実施	・地盤沈下防止対策要綱に基づく対応を実施 ・地下水マネジメントの手順書を作成・公表
・雨水利用の推進	・フルプランに位置づけ、雨水利用を促進 ・好事例を情報提供  <b>【成果・効果】</b> ・災害時に雨水を代替水源として活用 ・下水道再生水を環境用水や渇水時の灌水等に活用	・コスト、水質、エネルギー効率等を考慮した、雨水利用施設の導入を推進 ・国及び独立行政法人等が建築物を整備する場合の基本方針を策定するなどし、雨水利用を推進	・H27.3に「雨水の利用の推進に関する基本方針」の決定、H28.4に「雨水の利用の推進に関するガイドライン（案）」を作成
●水源地域の振興	・水特法に基づき97の指定ダムを指定、92のダム等で水源地域整備計画を決定  <b>【成果・効果】</b> ◎92のダム等の内64のダム等で整備事業が完了 ・水源地域住民の生活の安定と福祉の向上、ダム貯水池の水質の汚濁防止等が図られている	・下流受益地域の自治体など様々な主体による水源地域との交流等の取組を拡大 ・水源地域の企業などの担い手による地域活性化の取組を推進	・新たに1の「指定ダム」の指定、2のダムで水源地域整備計画を決定し、11のダムで整備事業が完了 ・水源地域活性化のため、全国レベルの「情報共有の場」（水源地域支援ネットワーク）の構築やプロモーション活動（水の里応援プロジェクト）を実施

## 2. 政策レビューの評価対象

### 政策の根拠となる法令や制度等

法令・制度名	概要
水資源開発促進法	産業の開発又は発展及び都市人口の増加に伴い用水を必要とする地域に対する水の供給を確保するため、水源の保全かん養と相まって河川の水系における水資源の総合的な開発及び利用の合理化の促進を図り、もって国民経済の成長と国民生活の向上に寄与することを目的とした法律。
独立行政法人水資源機構法	独立行政法人水資源機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とした法律。
水源地域対策特別措置法	ダム又は湖沼水位調節施設の建設によりその基礎条件が著しく変化する地域について、生活環境、産業基盤等を整備し、あわせてダム貯水池の水質の汚濁を防止し、又は湖沼の水質を保全するため、水源地域整備計画を策定し、その実施を推進する等特別の措置を講ずることにより関係住民の生活の安定と福祉の向上を図り、もってダム湖及び湖沼水位調節施設の建設を促進し、水資源開発と国土の保全に寄与することを目的とした法律。
雨水の利用の推進に関する法律	近年の気候変動等に伴い水資源の循環の適正化に取り組むことが課題となっていることを踏まえ、その一環として雨水の利用が果たす役割に鑑み、雨水の利用の推進に関し、国等の責務を明らかにするとともに、基本方針等の策定その他の必要な事項を定めることにより、雨水の利用を推進し、もって水資源の有効な利用を図り、あわせて下水道、河川等への雨水の集中的な流出の抑制に寄与することを目的とした法律。
水循環基本法	水循環に関する施策について、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにし、並びに水循環に関する基本的な計画の策定とその他水循環に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、水循環政策本部を設置することにより、水循環に関する施策を総合的かつ一体的に推進し、もって健全な水循環を維持し、又は回復させ、我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定工場に寄与することを目的とした法律。
地盤沈下防止等対策要綱	濃尾平野、筑後・佐賀平野及び関東平野北部の3地域について、地下水の過剰採取の規制、代替水源の確保及び代替水の供給等を行い、地下水の保全を図るとともに、地盤沈下による災害の防止及び被害の復旧等、地域の実情に応じた総合的な対策をとることを目的とした要綱。

### 事務事業の執行にかかわる組織

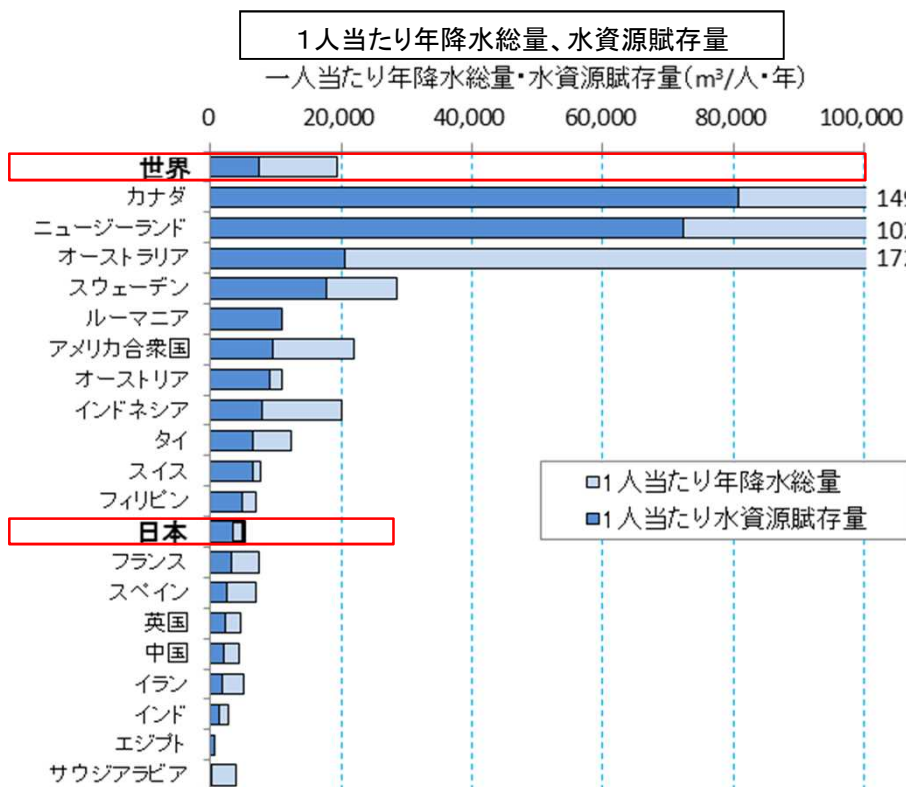
機関名	役割
国土交通省 水資源部	<ul style="list-style-type: none"> <li>水資源開発基本計画その他の水の需給に関する総合的かつ基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること</li> <li>水源地域対策の企画及び立案並びに推進に関すること</li> </ul>
国土交通省 水管理・国土保全局 (水資源部を除く)	<ul style="list-style-type: none"> <li>下水道に関すること</li> <li>河川、水流及び水面の整備、利用、保全その他の管理に関すること</li> <li>水資源の開発又は利用のための施設の整備及び管理に関すること</li> <li>流域における治水及び水利に関する施策の企画及び立案並びに推進に関すること</li> </ul>
厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> <li>水道に関すること</li> </ul>
農林水産省	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地、水その他の資源の農業上の利用の確保に関すること</li> <li>農業水利に関すること</li> <li>土地改良事業（かんがい排水、区画整理、干拓、農地又はその保全若しくは利用上必要な施設若しくは農業用施設の災害復旧その他土地の農業上の利用を維持及び増進するのに必要な事業をいう）に関すること</li> <li>林野の造林及び治水、林道の開設及び改良その他の森林の整備に関すること</li> </ul>
経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> <li>工業用水道事業の助成及び監督に関すること</li> <li>電源開発に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること</li> </ul>
環境省	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境基準の設定に関すること</li> <li>公害の防止のための規制に関すること</li> <li>浄化槽によるし尿及び雑排水の処理に関すること</li> <li>環境の保全の観点からの事務及び事業（下水道その他の施設による排水の処理、河川及び湖沼の保全、環境影響評価など）に関する基準、指針、方針、計画の策定並びに規制に関すること</li> </ul>
(独) 水資源機構	水資源開発施設（ダム、堰、湖沼水位調節施設、用水路など）の改築等及び管理等

# 世界と日本の水資源

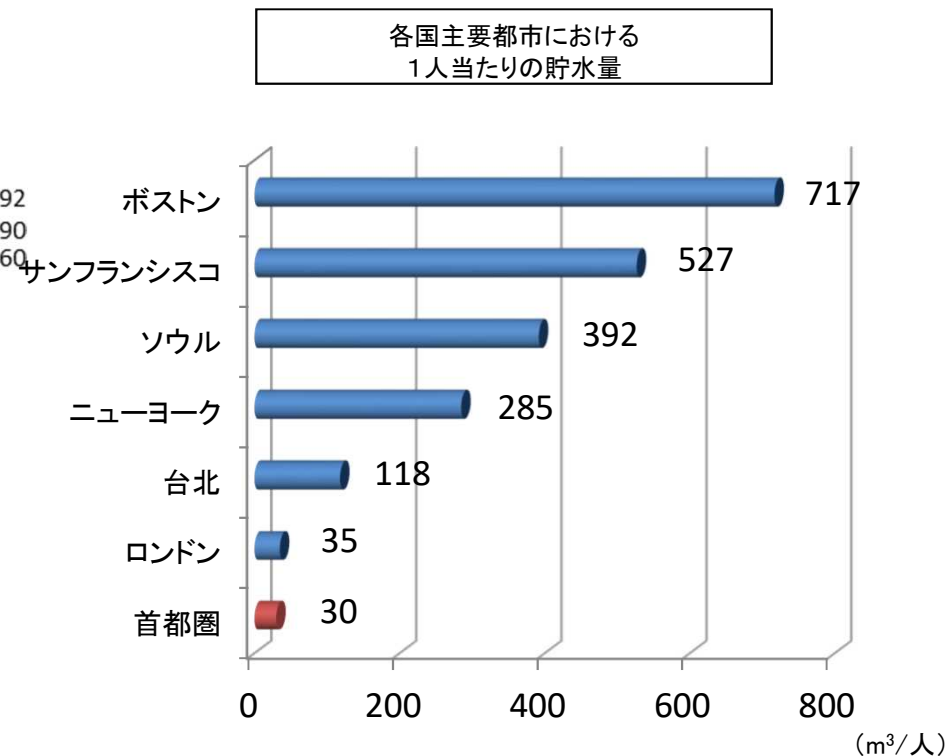
○ 我が国の年平均降水量は約1,590mmあるものの、1人当たりの水資源賦存量<sup>※1</sup>は世界平均の1/2以下である。首都圏の1人当たりの貯水量<sup>※2</sup>についても、米国(サンフランシスコ等)や韓国(ソウル)等と比べても著しく少ない。

※1 水資源として、理論上人間が最大限利用可能な量であり、日本の場合は降水量から蒸発散量を引いたものに当該地域の面積を乗じて求めた値

※2 水道用水補給にかかるダムの利水容量を人口で除したのもの



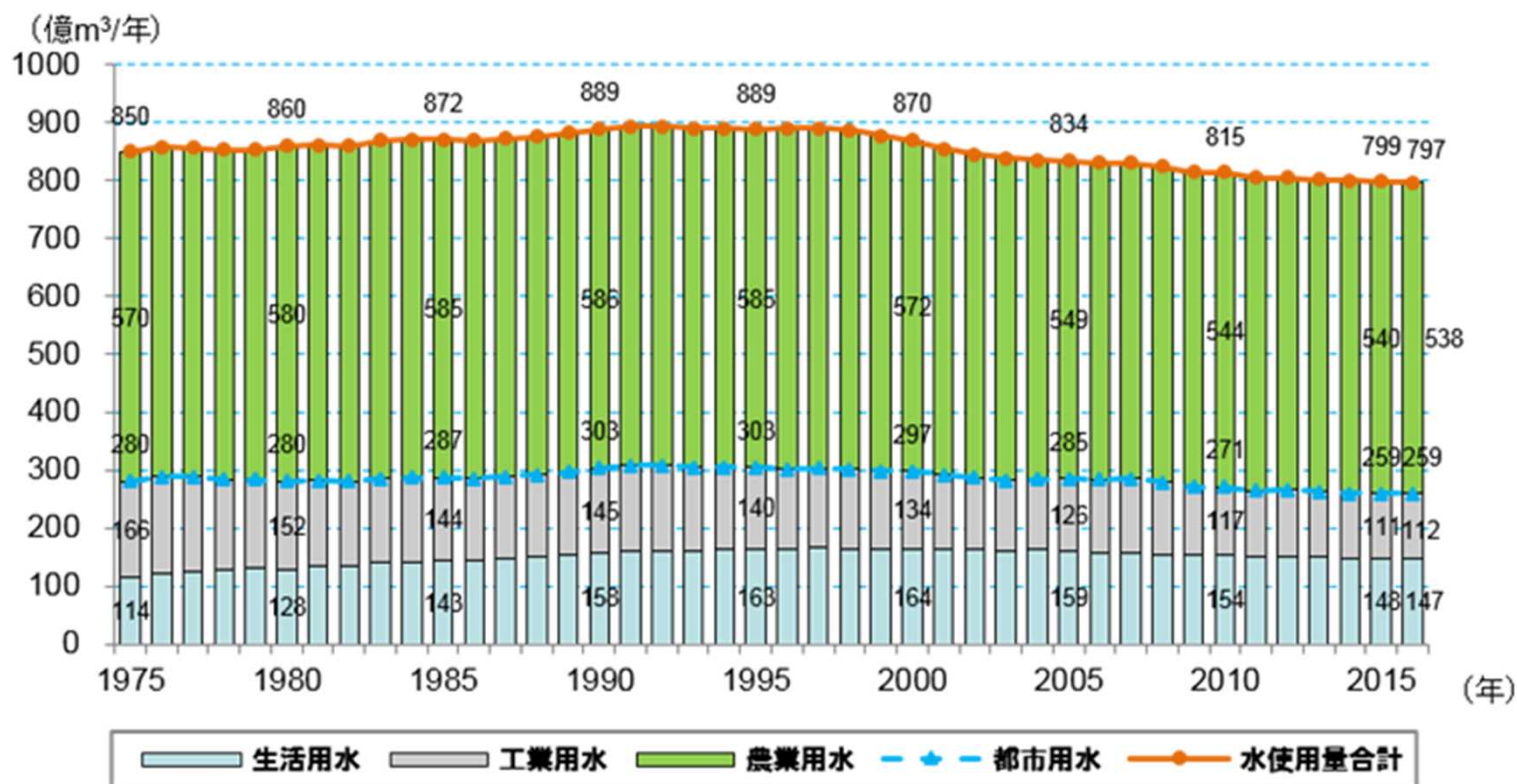
FAO(国連食糧農業機関)「AQUASTAT」の2015年11月時点の公表データをもとに作成。



(出典)国土交通省資料

# 水資源の利用状況

- 利用状況は、生活用水と工業用水の合計である都市用水が約259億 $m^3$ /年、農業用水が約538億 $m^3$ /年。
- 都市用水使用量は、昭和40年以降増加してきたが、近年は社会・経済状況等を反映してほぼ横ばい傾向から緩やかな減少傾向。



(注) 1. 国土交通省水資源部作成  
 2. 国土交通省水資源部の推計による取水量ベースの値であり、使用後再び河川等へ還元される水量も含む。  
 3. 工業用水は従業員4人以上の事業所を対象とし、淡水補給量である。ただし、公益事業において使用された水は含まない。  
 4. 農業用水については、1981～1982年値は1980年の推計値を、1984～1988年値は1983年の推計値を、1990～1993年値は1989年の推計値を用いている。  
 5. 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

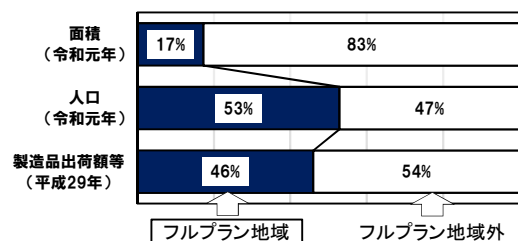
(出典: 令和元年版日本の水資源の現況)

## 水資源開発基本計画（通称:フルプラン）

水資源の総合的な開発及び利用の合理化の基本となる計画で、我が国の産業と人口の約5割が集中する全国7つの水系において決定されている。〔根拠法令:水資源開発促進法(昭和36年法律第217号)〕

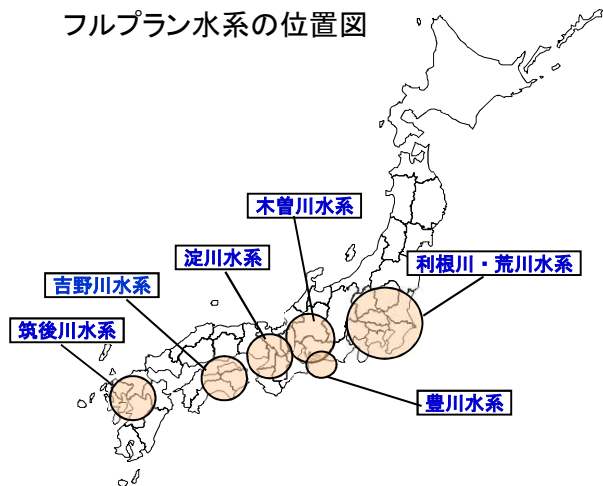
- 【記載内容】
- ①水の用途別の需要の見通し及び供給の目標
  - ②供給の目標を達成するため必要な施設の建設に関する基本的な事項
  - ③その他水資源の総合的な開発及び利用の合理化に関する重要事項

全国の面積・人口・製造品出荷額等に占めるフルプラン地域の割合



(出典)  
 ・面積:国土地理院「令和元年全国都道府県市区町村別面積調」  
 ・人口:総務省報道発表資料「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数(平成31年1月1日現在)」  
 ・製造品出荷額等:国土交通省水資源部調べ

フルプラン水系の位置図



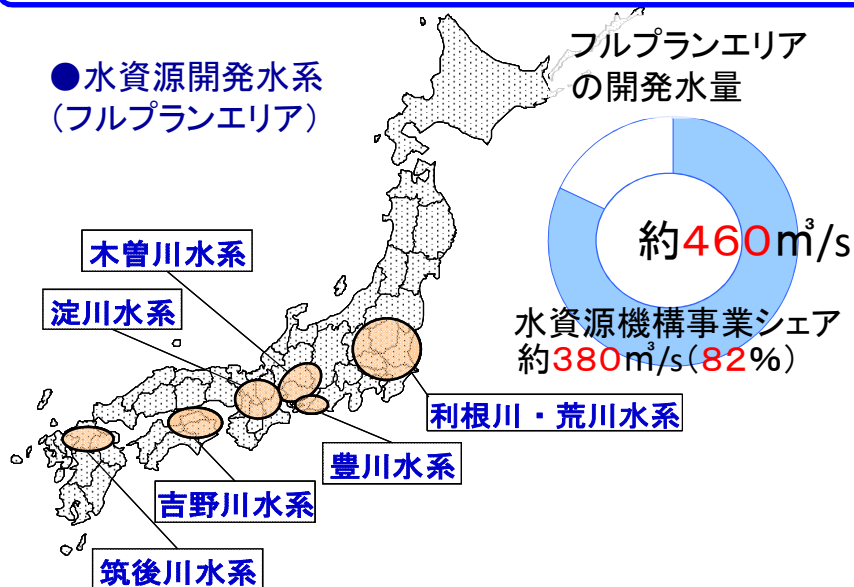
各水系のフルプランの概要【令和2年4月現在】

	利根川水系 及び荒川水系	豊川水系	木曾川水系	淀川水系	吉野川水系	筑後川水系
水系指定	昭和37年4月 (利根川水系) 昭和49年12月 (荒川水系)	平成2年2月	昭和40年6月	昭和37年4月	昭和41年11月	昭和39年10月
計画決定	平成20年7月 (5次計画) -平成31年3月 一部変更	平成18年2月 (2次計画) -平成27年12月 一部変更	平成16年6月 (4次計画) -平成30年3月 一部変更	平成21年4月 (5次計画) -平成28年1月 一部変更	平成31年4月 (4次計画)	平成17年4月 (4次計画) -平成30年6月 一部変更
目標年度	平成27年度を目標	平成27年度を目標	平成27年度を目標	平成27年度を目標	令和12年度を目標	平成27年度を目標
フルプラン掲上事業						
完了した事業* (改築事業を除く)	25事業	1事業	8事業	12事業	7事業	12事業 (ただし、概成の1事業を含む)
実施中の事業	7事業	2事業	3事業	2事業	2事業	1事業
水の供給量もしくは供給区域を変更する事業	●思川開発事業 ●豊ヶ浦導水事業 ●北総中央水土地改良事業	●設楽ダム建設事業 ●豊川用水二期事業	●木曾川水系連絡導水路事業	●川上ダム建設事業 ●天ヶ瀬ダム再開発事業		
水の供給量及び供給区域の変更を伴わない事業 (包括掲上)	○利根導水路大規模地震対策事業 ○成田用水施設改築事業 ○房総導水路施設緊急改築事業 ○藤原・奈良俣再編ダム再生事業		○木曾川右岸緊急改築事業 ○愛知用水三好支川水路緊急対策事業		○早明浦ダム再生事業 ○香川用水施設緊急対策事業	○福岡導水施設地震対策事業

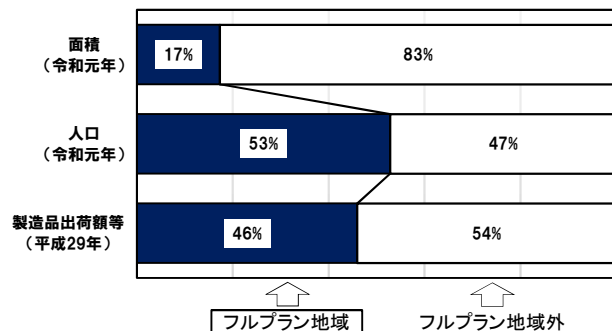
※国及び独立行政法人水資源機構が実施した事業で、新たな水資源開発を行った事業。

# 独立行政法人 水資源機構

- 日本の産業と人口の集中する全国7つの水系において、水の安定供給及び洪水調節等を担っている。
- 複数省庁の所管にまたがる多目的かつ広域的な業務を一元的に実施している。

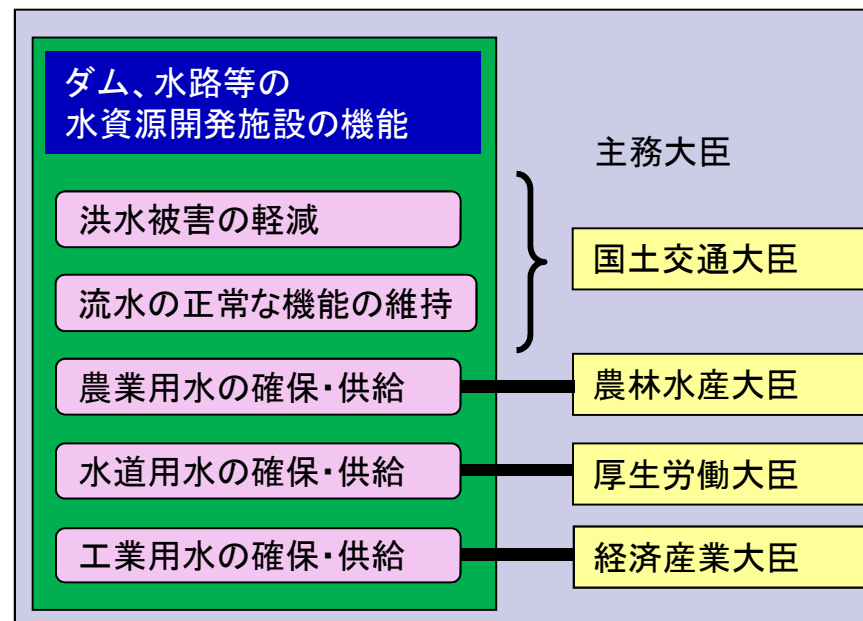


フルプランエリアの面積は約17%であるが、その人口と製造品出荷額等は約半数を占める。



(出典)  
 ・面積: 国土地理院「令和元年全国都道府県市区町村別面積調」  
 ・人口: 総務省報道発表資料「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数(平成31年1月1日現在)」  
 ・製造品出荷額等: 国土交通省水資源部調べ

● 水資源機構の業務と主務大臣



一元的に実施

多目的で複数の都府県に関係する広域かつ利害が対立する事業を、水資源機構が中立的な立場に立って、効率かつ適切に運営

○令和元年に国管理河川で取水制限を行ったのは14水系15河川  
 ○最近30年間における渇水に伴う上水道の減断水の発生状況は、四国、東海、関東地方で多発。

## 令和元年 全国における渇水状況



### 【主な取水制限】

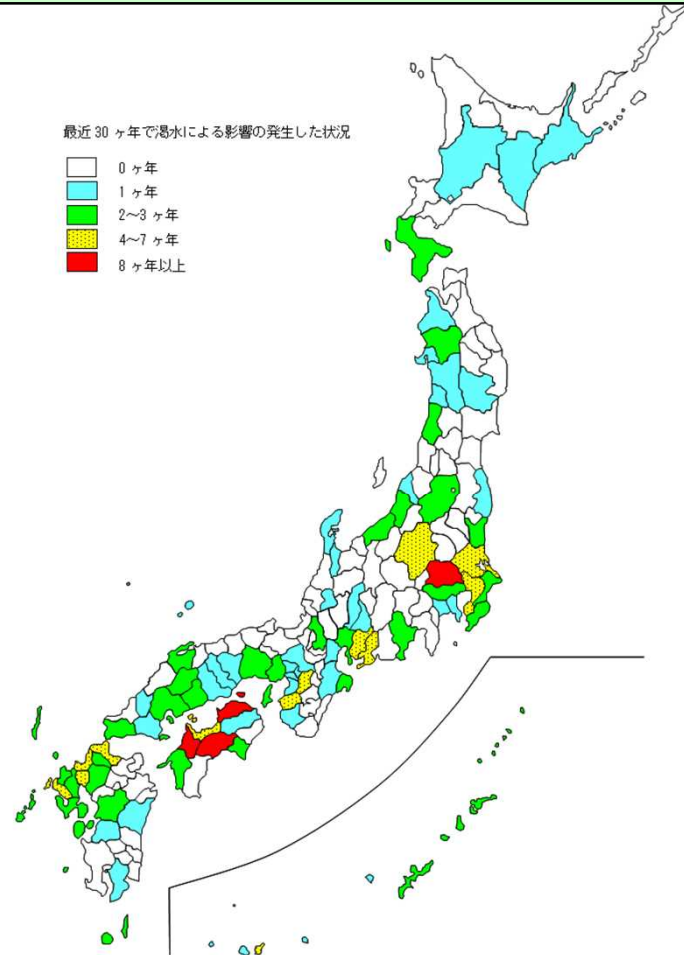
河川名	取水制限期間			最大取水制限率
	自	～	至	
豊川水系豊川	4月12日	～	6月18日	水道用水15%、工業用水15%、農業用水15%
吉野川水系吉野川	4月25日	～	6月28日	水道用水20%、工業用水20%、農業用水20%

### 【貯水率が一時的にゼロとなった宇連ダム(2019年5月)】



出典)水資源機構

## 最近30ヶ年で渇水による上水道の減断水が発生した状況

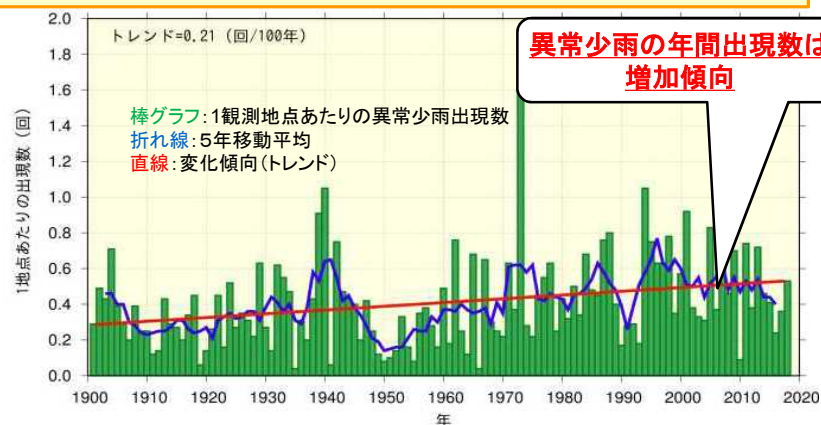


(注) 国土交通省水資源部調べ  
 1988年から2018年の30年間で、上水道について減断水があった年数を図示したものである。

# 渇水の状況

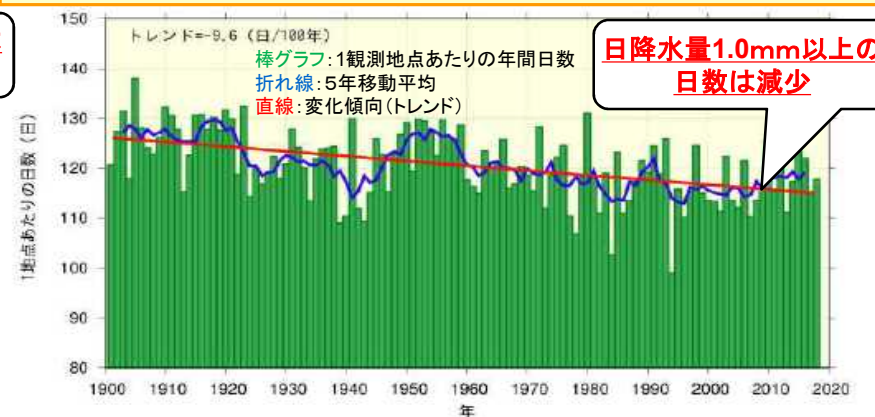
- 異常少雨の年間出現数は、増加傾向。
- 日降水量1.0mm以上の日数は、減少傾向。
- 取水制限などの渇水による影響は、依然として毎年のように発生。

## 異常少雨の年間出現数の経年変化(1901~2019)



※1901~2018年の国内51観測地点での月降水量における異常少雨(少ない方から1~4位)の年間出現数。年々の値はその年の異常少雨の出現数の合計を有効地点数の合計で割った値で、1地点あたりの出現数を意味する 出典)気象変動監視レポート2019(気象庁)

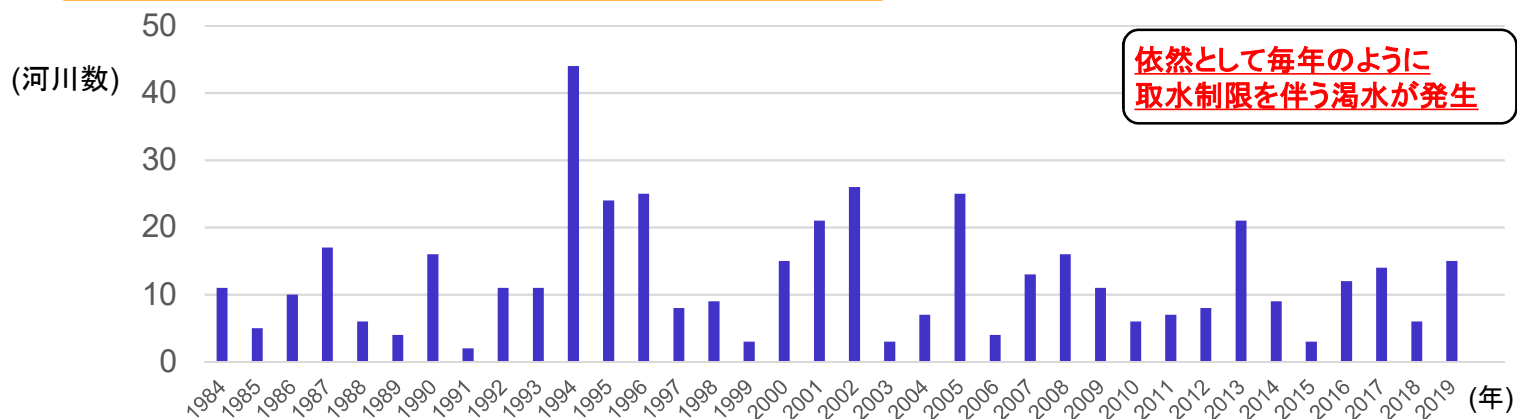
## 日降水量1.0mm以上の年間日数の経年変化(1898~2019)



※棒グラフ(緑)は各年の年間日数の合計を有効地点数の合計で割った値(1地点あたりの年間日数)を示す。太線(青)は5年移動平均値、直線(赤)は長期変化傾向を示す。

出典)気象変動監視レポート2019(気象庁)

## 国管理河川における取水制限の推移(1984~2019)



出典)国土交通省 水資源部



# 水資源開発基本計画の見直しについて

- 戦後の大都市圏における水需要の急増を背景として、昭和36年に「水資源開発促進法」を制定して以来、7つの水資源開発水系において、フルプランに基づく水資源開発施設の整備が進展。開発水量の確保がおおむね達成される見通しとなっているが、一部の施設は未だ整備中。
- また、近年、水資源を巡る新たなリスクや課題が顕在化している現状を踏まえ、平成25年度より国土審議会水資源開発分科会での議論が本格化。
- 平成29年5月の答申を受け、需要主導型の「水資源開発の促進」からリスク管理型の「水の安定供給」へと、フルプランの抜本的な見直しに着手。

## 平成27年3月の答申

『今後の水資源政策のあり方について』  
 国土審議会水資源開発分科会  
 H25.10.22諮問  
 H27. 3.27答申

- ・大規模災害、大規模な事故、危機的な渇水等の新たなリスクの顕在化を踏まえた、今後の水資源施策のあり方についての基本的な考え方を示したもの

### 【今後の水資源政策の基本理念】

『安全で安心できる水を確保し、安定して利用できる仕組みをつくり、水の恵みを将来にわたって享受することができる社会を目指すこと』  
 ～ 需要主導型の「水資源開発の促進」からリスク管理型の「水の安定供給」へ ～

## 平成29年5月の答申

『リスク管理型の水の安定供給に向けた水資源開発基本計画のあり方について』

国土審議会水資源開発分科会  
 H28.12.22諮問  
 H29. 5.12答申

- ・先の答申を踏まえ新たなフルプランの策定指針を示したもの

### 新たな水資源開発基本計画のあり方

1. **水供給を巡るリスクに対応するための計画**  
 発生頻度は低いものの水供給に影響が大きいリスクにも対応
2. **水供給の安全度を総合的に確保するための計画**  
 不確定要素を考慮して、水需給バランスを総合的に評価  
 地域の実情に即した取組を着実に推進
3. **既存施設の徹底活用**  
 大規模災害等の危機時も含めて水の安定供給を確保
4. **ハード・ソフト施策の連携による全体システムの機能確保**  
 水供給の全体システムとしての機能を確保するため、  
 ハード対策とソフト対策を一体的に推進

### フルプランの全部変更に着手

- ・渇水が頻発しリスク管理型への転換が急がれる吉野川水系を先行水系として、全部変更手続きに着手
- ・新たなリスク管理型の計画(吉野川水系)を平成31年4月に閣議決定
- ・令和元年7月から、首都圏を抱え、最も産業と人口が集中する利根川・荒川水系について、計画見直しに着手
- ・他水系(豊川、木曾川、淀川、筑後川)についても順次、計画見直しに着手していく予定

# 吉野川水系における水資源開発基本計画

## 基本的な考え方

### 【水資源を巡る課題】

四国圏の社会、経済で重要な地位を占める、吉野川水系においては、**危機的な渇水、南海トラフ地震等による大規模自然災害、水資源開発施設等の老朽化に伴う大規模な事故等**、水資源を巡る新たなリスクや課題が顕在化

### 【課題への対応】

#### ・水供給を巡るリスクに対応するための計画

水需給バランスの確保に加え、水資源を巡る、これらの新たなリスクや課題に対応

#### ・水供給の安全度を確保するための計画

起こり得る渇水リスクを幅広く想定して水需給バランスを総合的に点検しつつ、地域に即した対策を確実に推進

#### ・既存施設の徹底活用、ハード・ソフトの一体的推進

既存施設を維持管理していくことはもとより、既存施設を最大限に有効活用していくことと合わせ、必要なソフト対策を一体的に推進

➡ **これにより、安全で安心できる水を安定して利用できる仕組みをつくり、水の恵みを将来にわたって享受できる社会を目指す**



早明浦ダムの枯渇  
(平成20年(2008)9月1日)

## 新たな計画のポイント

比較的発生頻度の高い渇水時を基準に水の安定供給を目指してきた前計画を新たな視点で転換

### 新たな視点

#### ①供給の目標に、発生頻度は低いものの水供給に影響が大きいリスク(危機的な渇水等)を追加

・危機的な渇水、地震等の大規模自然災害、老朽化に伴う大規模な事故に対しても新たに目標を設定

#### ②需要と供給の両面に存在する不確定要素を踏まえて、水需給バランスの点検を行い計画を策定

##### 【需要面】

- ・社会経済情勢等の不確定要素:人口、経済成長率
- ・水供給の過程で生じる不確定要素:水供給過程での漏水等(利用率、有収率)、給水量の時期変動(負荷率)それぞれ、「高位」と「低位」の2ケースを想定

##### 【供給面】

・「10箇年第1位相当の渇水」、「既往最大級の渇水」の2ケースを想定

#### ③ソフト対策を供給の目標を達成するための必要な対策として計画に掲示

・「水供給の安全度を確保するための対策」、「危機時において必要な水を確保するための対策」に区分し、地域に即した対策を掲示

#### ④PDCAサイクルの導入

・計画期間をおおむね10箇年とし、その中間時に対策効果などを点検。必要に応じ計画を見直す

## 計画期間

本計画の計画期間は、おおむね10箇年(2019~2028年度)

## 基本計画の改定の経緯

水資源開発促進法に基づき指定水系の水資源開発基本計画を決定

### 過去の計画変更

【水系指定】: 昭和41年(1966年)11月  
【計画決定】: 1次 昭和42年(1967年)3月  
2次 平成4年(1992年)4月  
3次 平成14年(2002年)2月

### 今回改定の経過

#### ●平成29年5月

「リスク管理型の水の安定供給に向けた水資源開発基本計画のあり方について」(答申) 国土審議会

フルプラン全6計画のうち、  
渇水が頻発している吉野川を  
先行し全部変更に着手

#### ●国土審議会水資源開発分科会

平成30年3月~平成31年2月にかけて、3回審議

#### ●同 吉野川部会

平成30年2月~平成31年2月にかけて、6回審議

#### ●平成31年3月7日 国土審議会議長から大臣へ答申

●平成31年3月 水資源開発促進法に基づき、関係大臣協議、関係県知事意見聴取

●平成31年4月19日 閣議決定、国土交通大臣決定

## 前回レビュー後の主な動き

水循環基本法（平成26年7月施行）



水循環基本計画（平成27年7月閣議決定）

我が国の水循環に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定するものであり、我が国の水循環に関する施策の基本となる計画

雨水利用の推進に関する法律（平成26年5月施行）



雨水の利用の推進に関する基本方針（平成27年3月国土交通大臣決定）

国及び独立行政法人等は、基本方針に基づき、自らの雨水利用を推進するとともに、全国の地方公共団体や民間事業者への波及を図る。



これまでの取組の強化（渇水対策、水源地域振興）  
新たな施策の展開（地下水マネジメント、雨水利用）

# 水循環基本法

## 水循環基本法(平成26年4月2日公布、7月1日施行)のポイント

1. 水循環に関する施策を推進するため、**水循環政策本部**を設置
2. 水循環施策の実施にあたり**基本理念**を明確化
3. 国、地方公共団体、事業者、国民といった**水循環関係者の責務**を明確化
4. **水循環基本計画**の策定
5. 水循環施策推進のための**基本的施策**を明確化

水循環施策の総合的かつ一体的推進

健全な水循環の維持又は回復

経済社会の健全な発展  
国民生活の安定向上

## 水循環政策本部－内閣に設置－

**目的** 水循環に関する施策を“集中的”かつ“総合的”に推進するため。

**組織**  
 水循環政策本部長： 内閣総理大臣  
 水循環政策副本部長： 内閣官房長官及び水循環政策担当大臣  
 水循環政策本部員： すべての国務大臣

**事務**

- ✓ 水循環基本計画の案の作成及び実施の推進
- ✓ 関係行政機関が水循環基本計画に基づいて実施する施策の総合調整
- ✓ 水循環に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整



第1回水循環政策本部会合(平成26年7月18日)

# 水循環基本計画の概要 (平成27年7月10日閣議決定)

## 総論

- 水循環と我々の関わり
- 水循環基本計画の位置付け、対象期間と構成

## 第1部 水循環に関する施策についての基本的な方針

- 1 流域における総合的かつ一体的な管理
- 2 健全な水循環の維持又は回復のための取組の積極的な推進
- 3 水の適正な利用及び水の恵沢の享受の確保
- 4 水の利用における健全な水循環の維持
- 5 国際的協調の下での水循環に関する取組の推進

## 第2部 水循環に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

- 1 流域連携の推進等 -流域の総合的かつ一体的な管理の枠組み-
  - (1) 流域の範囲
  - (2) 流域の総合的かつ一体的な管理の考え方
  - (3) 流域水循環協議会の設置と流域水循環計画の策定
  - (4) 流域水循環計画
  - (5) 流域水循環計画の策定プロセスと評価
  - (6) 流域水循環計画策定・推進のための措置
- 2 貯留・涵養機能の維持及び向上
  - (1) 森林 (2) 河川等 (3) 農地 (4) 都市
- 3 水の適正かつ有効な利用の促進等
  - (1) 安定した水供給・排水の確保等
  - (2) 持続可能な地下水の保全と利用の推進
  - (3) 水インフラの戦略的な維持管理・更新等

- (4) 水の効率的な利用と有効利用
- (5) 水環境
- (6) 水循環と生態系
- (7) 水辺空間
- (8) 水文化
- (9) 水循環と地球温暖化

### 4 健全な水循環に関する教育の推進等

- (1) 水循環に関する教育の推進
- (2) 水循環に関する普及啓発活動の推進

### 5 民間団体等の自発的な活動を促進するための措置

### 6 水循環施策の策定及び実施に必要な調査の実施

- (1) 流域における水循環の現状に関する調査
- (2) 気候変動による水循環への影響と適応に関する調査

### 7 科学技術の振興

### 8 国際的な連携の確保及び国際協力の推進

- (1) 国際連携
- (2) 国際協力
- (3) 水ビジネスの海外展開

### 9 水循環に関わる人材の育成

- (1) 産学官が連携した人材育成と国際人的交流

## 第3部 水循環に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 1 水循環に関する施策の効果的な実施
- 2 関係者の責務及び相互の連携・協力
- 3 水循環に関して講じた施策の公表

# 雨水の利用の推進に関する法律

## ■ 目的【第1条】

雨水の利用の推進に関し、国等の責務を明らかにするとともに、基本方針等の策定その他の必要な事項を定めることにより、雨水の利用を推進し、もって水資源の有効な利用を図り、あわせて下水道、河川等への雨水の集中的な流出の抑制に寄与することを目的とする。

## ■ 定義【第2条】

- ★ 「雨水の利用」とは：雨水を一時的に貯留するための施設に貯留された雨水を水洗便所の用、散水の用その他の用途に使用すること
  - ※ 消火のための使用その他災害時における使用に備えての確保を含む
  - ※ 水道・農業用用水路・工業用水道の原水としての使用は除く

## ★ 「雨水の利用」に向けて・・・

### ■ 責務【第3～5条】

国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人、事業者、国民各々について定める

### ■ 法制上の措置等【第6条】

政府は、必要な法制上又は財政上の措置等を講じる

### ■ 基本方針等の策定【第7～9条】

- 国(基本方針):
  - ① 雨水の利用の推進の意義
  - ② 雨水の利用の方法に関する基本的事項
  - ③ 健康への悪影響の防止等の配慮事項
  - ④ 施策に関する基本的事項 等
- 都道府県(都道府県方針):
  - ① 区域の自然的社会的条件に応じた雨水の利用の方法に関する基本的事項
  - ② 区域内の施策に関する基本的事項 等
- 市町村(市町村計画):
  - ① 区域の自然的社会的条件に応じた雨水の利用の方法
  - ② 区域内の施策の実施に関する事項 等

### ■ 各種施策【第10～15条】

- 国等による自らの雨水の利用のための施設の設置に関する目標設定
  - ① 国・独立行政法人等の目標  
＝閣議決定
  - ② 地方公共団体・地方独立行政法人の目標〔努力義務・①に準じて設定〕
- 広報活動等を通じての普及啓発
- 調査研究の推進等及び技術者等の育成
- 特に雨水の利用を推進すべき建築物についての税制上・金融上の措置等
- 地方公共団体による助成  
(雨水貯留施設の新設・不要浄化槽の当該施設への転用等について)

★ これらを定めることにより「雨水の利用」を推進

水資源の有効な利用

+ 下水道・河川等への雨水の集中的な流出の抑制

# 渇水対応タイムライン

- 危機的な渇水に備え、渇水の被害を軽減するための対策等を定める「渇水対応タイムライン」の作成支援のため、「渇水対応タイムライン作成のためのガイドライン（初版）」を平成31年3月に公表。
- 関係者が連携し、令和元年度から順次、「渇水対応タイムライン」を作成
- 令和2年3月に斐伊川水系において「渇水対応タイムライン」の試行運用を開始

## 渇水対応タイムラインのイメージ

平常時		気象・ダム貯水率等	渇水対応時			
渇水段階	平常時		渇水対応準備	渇水時	深刻な渇水時	危機的な渇水時
給水制限	—		—	減圧給水	時間断水	長期断水
国・自治体等	調整・対応等	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆水資源開発施設の整備</li> <li>◆雨水・再生水の利用促進</li> <li>◆水融通・応援給水体制検討</li> <li>◆地下水保全・利用ルール検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆渇水対策本部等の体制整備</li> <li>◆節水・渇水に関する広報</li> <li>◆広報・メディアとの連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆公共施設の節水（プール、公園の散水、噴水中止等）</li> <li>◆情報の提供共有</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆用途間転用（許可水量範囲内）</li> <li>◆優先給水の調整</li> <li>◆自衛隊出動要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆緊急病院等への緊急水の指定配水</li> <li>◆転院の支援</li> <li>◆衛生施設の確保</li> </ul>
施設管理者等	水を提供する側	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆施設改良による利水機能強化</li> <li>◆発電、堆砂容量の利水活用、複数ダム統合運用等運用ルール設定</li> <li>◆緊急給水施設等の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆海水淡水化施設</li> <li>◆給水タンク、輸送のためのトラック等の事前準備</li> <li>◆渇水対策本部等の体制整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆節水広報</li> <li>◆給水制限（減圧）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆水融通の調整</li> <li>◆給水制限（時間断水）</li> <li>◆発電、堆砂容量の利水活用、複数ダム統合運用の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆広域的な水融通</li> <li>◆病院、福祉施設へ優先給水</li> <li>◆緊急給水（ペットボトル等）</li> </ul>
住民等	使用する側	◆節水、雨水・再生水の利用	◆一般家庭の節水（風呂、洗車等）	◆農業用水の番水、反復利用	◆生活様式の変更 ◆工場の操業短縮	◆最低限の水利用

○水の安定的な供給に万全を期すため、国土交通省関東地方整備局が主体となり、国・1都6県等による「東京2020オリンピック・パラリンピック渇水対策協議会」を設立し、令和元年8月26日に「東京2020オリンピック・パラリンピック渇水対応行動計画」を策定。  
 ○本計画では、今年度4月に完成し運用を開始したハッ場ダムや、利根川・荒川水系等におけるダムの洪水期における弾力的管理等により、計画策定時の利根川水系ダム群の総利水容量に対し、気象等に左右されるが、最大で約2割相当を増加させる効果を想定。

## 水資源の確保対策(例)

<大会までに実施・準備し、期間中に水不足が発生した場合等に実施>

### 例1 洪水期におけるダムの弾力的管理



### 例3 下流利水施設の運用強化

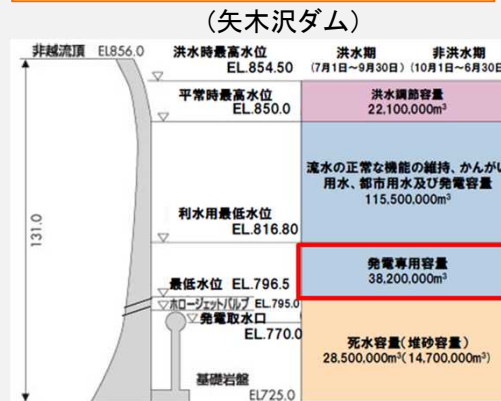


<大会までに実施>

### 例2 ハッ場ダム完成・運用開始



### 例4 ダムの用途外容量の活用の要請



## 継続的な供給の確保対策(例)

<期間中に水不足が発生した場合等に実施>

### 例1 全国の水道事業者からの給水支援



東日本大震災での避難所における応急給水の状況

### 例2 節水広報

国土交通省 國原ダム管理支所 @mit\_sonohara\_D · 2016年6月15日  
 【國原便り】本日の國原ダム周辺の天候は曇りです。ダムの貯水率は13日16時時点で15.5%でしたが、15日16時時点で18.7%となっています。引き続きの節水のご協力をお願いします。写真：國原橋からダム方向を撮影(11時頃)

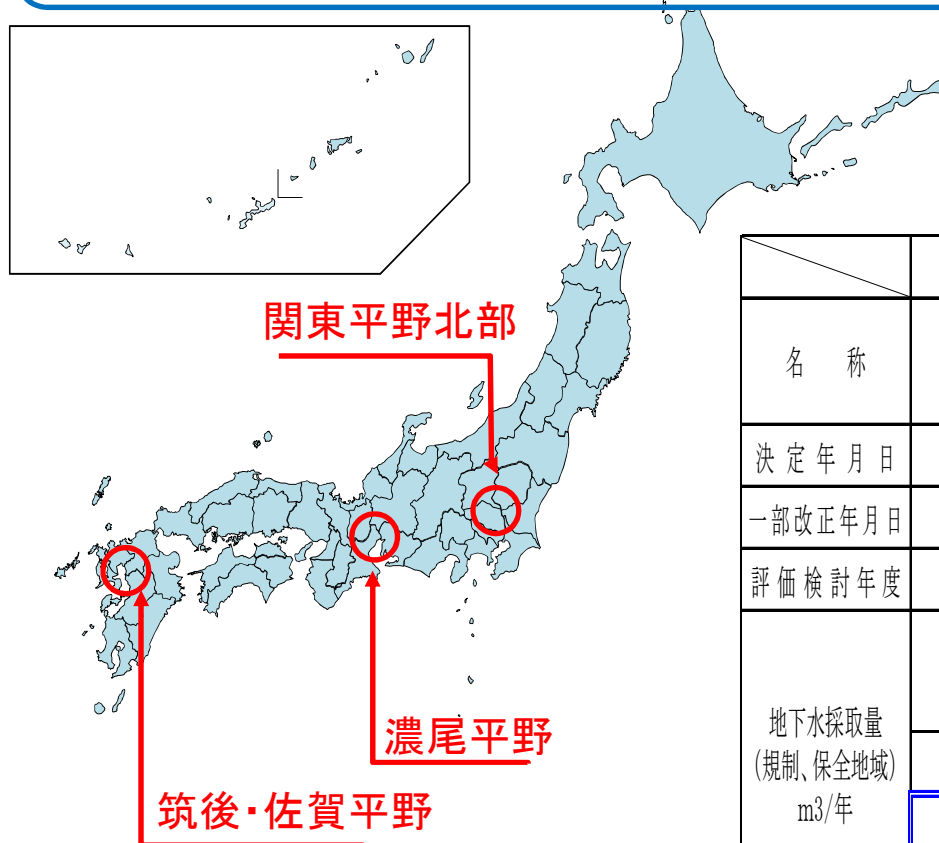


平成28年渇水でのSNSによる節水啓発



# 地下水の保全と利用(地盤沈下防止等対策要綱)

- 広域的に地盤沈下が激しい地域については、地盤沈下防止等対策要綱として地域を指定
- 地下水採取量の目標量の設定や代替水源の確保等により地下水を保全
- 地盤沈下による災害の防止及び被害の復旧等、地域の実情に応じた総合的な対策を実施



	濃尾平野		筑後・佐賀平野			関東平野北部	
名称	濃尾平野 地盤沈下防止等対策要綱		筑後・佐賀平野 地盤沈下防止等対策要綱			関東平野北部 地盤沈下防止等対策要綱	
決定年月日	昭和60年4月26日		昭和60年4月26日			平成3年11月29日	
一部改正年月日	平成7年9月5日		平成7年9月5日			—	
評価検討年度	平成16年度・平成21年度・平成26年度・令和元年度						
地下水採取量 (規制、保全地域) m <sup>3</sup> /年	濃尾平野 (規制地域)			佐賀地区 (規制地域)	白石地区 (規制地域)	関東平野北部 (保全地域)	
	昭和57年度	4.1億	昭和57年度	7百万	12百万	昭和60年度	7.3億
	平成28年度	1.3億	平成28年度	3百万	1百万	平成28年度	4.9億
	目標量	2.7億	目標量	6百万	3百万	目標量	4.8億
対象地域	岐阜県、愛知県及び三重県の一部地域		福岡県及び佐賀県の一部地域			茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県及び千葉県の一部地域	

# 地下水の保全と利用(地下水マネジメント)

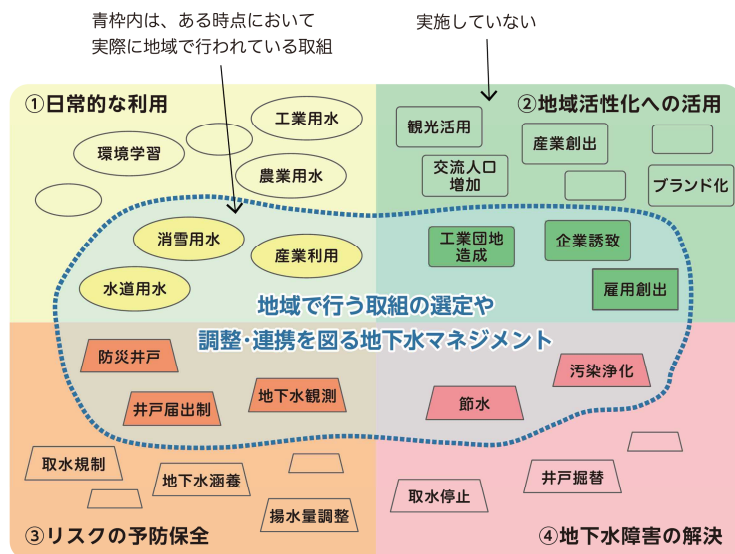
- 地盤沈下、地下水汚染、塩水化などの地下水障害の防止や生態系の保全等を確保しつつ、地域の地下水を守り、水資源等として利用する「持続可能な地下水の保全と利用」を推進するためには、地方公共団体等の地域の関係者が主体となって地域の実情に応じて取り組む「地下水マネジメント」が重要。
- 地方公共団体等の地域の関係者が地下水マネジメントに取り組む際の参考資料として、地域の実情に応じた持続的な保全や取組のための合意形成を行うために必要となるノウハウや留意点等を時系列かつ具体的に整理、解説した「地下水マネジメントの手順書」を令和元年8月に公表し、説明会等を実施。

## 【地下水マネジメントとは】

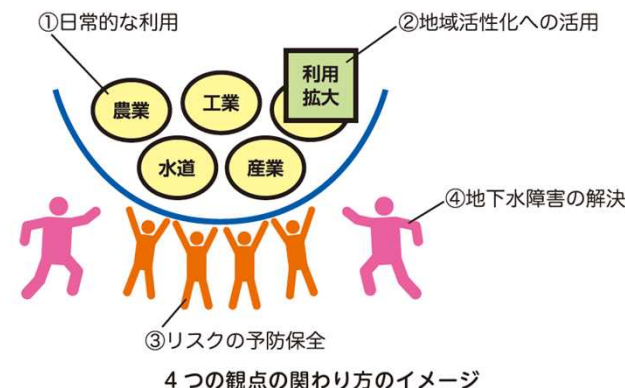
地下水の地域性を踏まえ、地下水の保全と利用のバランスなど、地下水に関する課題等について地域の共通認識を醸成した上で、地域社会における地下水の持続的な利用や地下水挙動の実態把握とその分析・可視化、保全(質・量)、涵養、採取等に関する地域における合意形成やその内容を実施するもの。

## 【地下水マネジメントの位置付け】

地下水マネジメントは、地域で行う様々な取組を、地域のニーズや地下水環境の変化に応じて柔軟に調整・連携することにより、「持続可能な地下水の保全と利用」を図り地域社会の安定・活性化に寄与する。



4つの観点における地域の取組と地下水マネジメントの位置づけの例

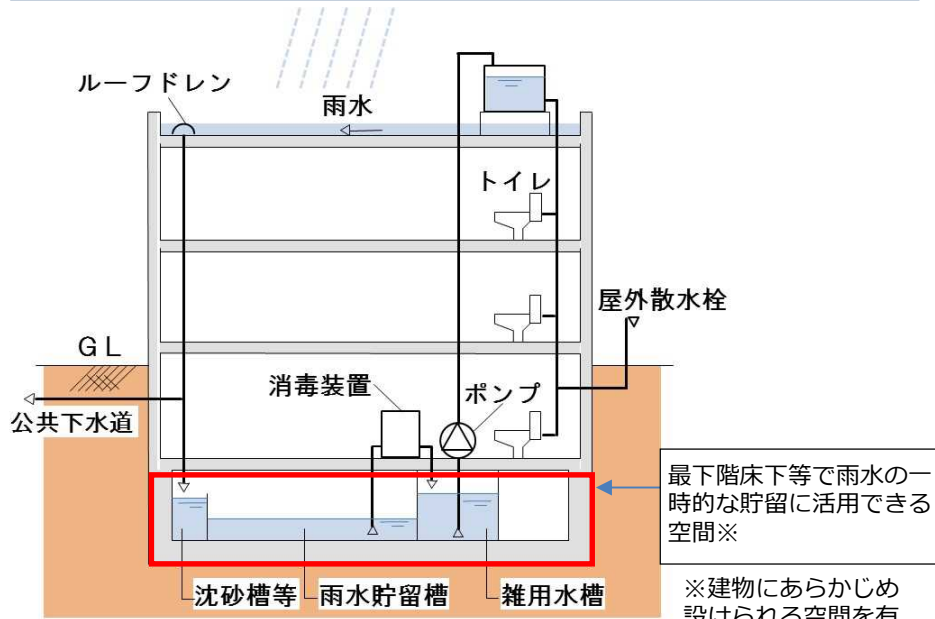


4つの観点は、相互に関わっており、【①日常的な利用】や【②地域活性化への活用】の状況に応じて【③リスクの予防保全】を図ることが望ましく、これらのバランスが崩れて地下水障害が生じると【④地下水障害の解決】により対応することとなる。

国及び独立行政法人等が建築物を整備する場合における自らの雨水の利用のための施設の設置に関する目標について【2015年3月10日 閣議決定】

**法律第10条の【目標】**

国及び独立行政法人等は、建築物を新たに建設するに当たり、その最下階床下等に雨水の一時的な貯留に活用できる空間を有する場合には、原則として、自らの雨水の利用のための施設を設置する。

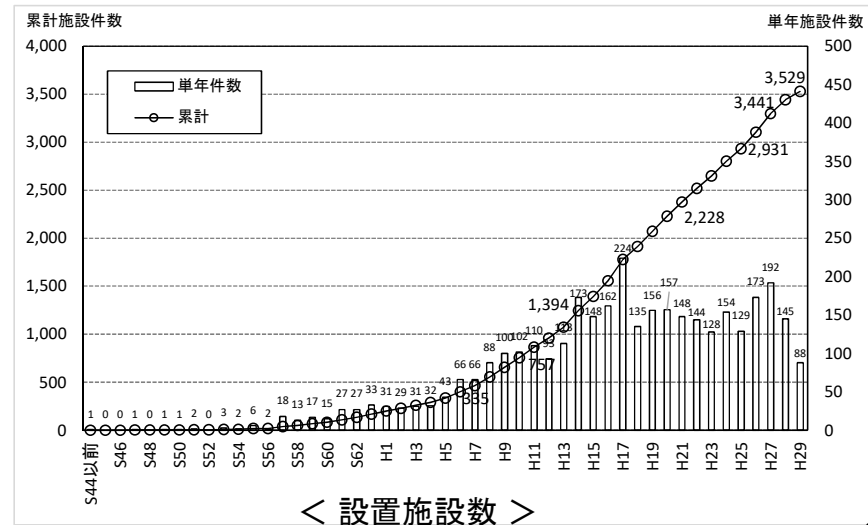


〔雨水利用施設のイメージ〕

○国等が整備する公共建築物における目標の達成状況

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
目標の対象となる建築物[棟]	1棟	2棟	11棟
目標の対象となる建築物のうち、雨水利用施設を設置した建築物[棟]	1棟	2棟	11棟
目標の達成状況[%]	100% (1棟/1棟)	100% (2棟/2棟)	100% (11棟/11棟)

○雨水利用施設実態調査(都道府県の公共施設等)



# 雨水の利用の推進に関する取組状況等

- 都道府県方針・市町村計画の策定を推進するため、雨水利用ガイドライン(案)を活用し、勉強会等を実施。
- 雨水利用の促進に向けて「アイデアコンテスト『あなたのくらしに雨水(あまみず)を』」や「気候変動と雨水(あまみず)活用シンポジウム&セミナー」の開催を後援し、関係機関と連携した普及啓発を実施。
- パンフレット「雨水活用のススメ」を作成し、HPへの掲載や資料配布等雨水利用の促進を図る。



・雨水利用ガイドライン発行



・雨水利用推進ガイドライン勉強会 (H29、H30)



↑  
「あなたのくらしに雨水を」  
アイデアコンテスト

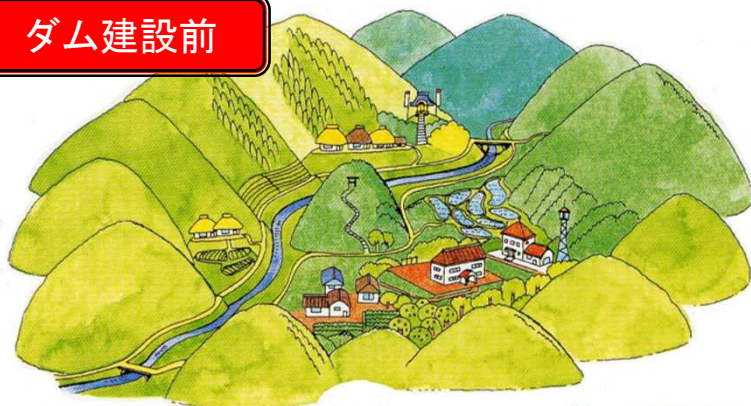


- ・水の日等を活用した多様な水資源の有効活用情報の発信



# 水源地域対策の全体像(イメージ)

## ダム建設前



### ■ ダム事業者による補償

#### 一般補償

- ・宅地代替地造成 等

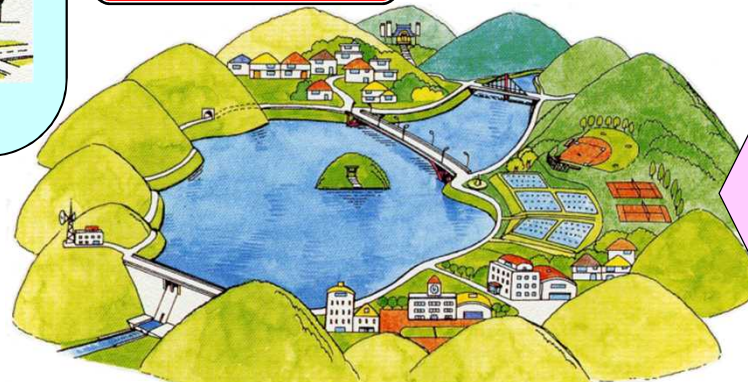


#### 公共補償

- ・公共施設(道路・建物等)移転補償 等



## ダム建設後



### ■ 補償を補完し、水源地域の生活環境、産業基盤整備等を実施

#### ■ 水源地域対策特別措置法に基づく整備事業

- ・生活環境整備
- ・産業基盤整備
- ・福祉施設
- ・水質保全施設
- ・防災施設
- ・観光・レクリエーション施設 等



- 指定ダム等  
97ダム+霞ヶ浦
- 整備計画決定  
93ダム+霞ヶ浦  
(平成31年3月末現在)

#### ■ 水源地域対策基金による対策

○下流自治体の拠出金等で以下の事業を実施

- ・代替地取得のための利子補給
- ・交流施設整備
- ・まちづくり支援
- ・生活再建相談員の設置 等

#### ■ 地域活性化のためのソフト施策

- ・水の里応援プロジェクト(水の里の旅コンテスト)
- ・水源地域支援ネットワーク
- ・水源地域ビジョン 等

# 水源地域支援ネットワーク

- 水源地域の活性化に取り組む全国の団体が情報を共有し、それぞれの地域課題の解決や新たな取組につなげていくこと、またお互いに切磋琢磨できる関係を構築する場づくりを目的としている。
- 年2回、水源地と東京で会議を開催し、水源地域活性化の取組における活動発表、意見交換、有識者からの講演を行う。NPO法人、学識経験者、民間団体等の有識者を中心に、水源地域振興に取り組む地方公共団体も参加。
- 川上村開催の時には、水源地の村づくりの取組(吉野川紀の川流域連携、移動スーパー)を視察し、大滝ダムサイト・湖面の活用方策や特産品のPR方法について意見交換を行った。
- 去年の東京開催の時には、7つの団体(地方公共団体、観光協会等)から水源地域振興に向けた取組についての発表やワークショップを行うとともに、SDGsの先進的な取組事例について下川町の講演を実施した。

## 奈良県川上村開催の様子(令和元年9月)



大滝ダムの視察



移動スーパーの視察



意見交換の様子

## 東京開催の様子(平成31年2月)



観光協会からの発表



下川町の講演

# 水の里応援プロジェクト

○水の里の暮らしの中から生まれた特産品や文化を全国に紹介するプロモーション活動を実施。“水の安心・安全”の恩恵について、下流の立場から見つめ直し、水の里の人々への共感と感謝の環を広げて、上下流が共に支え合う地域づくりを目指している。

○水の里の観光資源を活かした、地域活性化につながる旅行企画のコンテストを2010年から毎年実施している。コンテストには水の里の地域の旅行会社、観光協会、市町村、大学、高校、個人等から応募があり、その中から優れた企画について表彰するとともに、観光業界と協力したプロモーション活動等を実施している。

## 水の里応援プロジェクト

水の里の人々を応援する環を、全国にひろげるプロジェクト

水の里は、私たちの“水”の出発点



水の里の  
隠れた  
特産品や  
観光資源

水の里の魅力ある特産品や観光資源の発掘・プロモーション

国土交通省

協力

産業界

○旅行業界(観光資源)

下流地域の  
消費者  
や観光客

購買・旅行

### 3. 評価対象の現状と課題

#### ○ 渇水対策への取組状況

##### ① 現状

- ・平成31年3月に公表した「渇水対応タイムライン作成のためのガイドライン(初版)」をもとに、関係者が連携し、令和元年度から順次、「渇水対応タイムライン」を各地方整備局にて作成
- ・令和2年3月に斐伊川水系において「渇水対応タイムライン」の試行運用を開始

##### ② 課題

- ・タイムライン作成にあたり、過去の渇水時の状況を踏まえた具体的な渇水シナリオの設定が必要。
- ・規模の大きい水系では、関係者での合意形成に時間を要する。

#### ○ 雨水計画の策定状況及び雨水利用の取組状況

##### ① 現状

- ・毎年、都道府県へアンケート調査を実施し、公共施設等における施設数の把握を行っている。
- ・都道府県へアンケート調査結果によると、210市町村において助成金制度の利用実績があった。
- ・シンポジウムやHPなどで、パンフレット「雨水活用のススメ」を活用し、普及啓発を行っている

##### ② 課題

- ・近年、各年の雨水・再生水利用施設数が横ばいである
- ・個人住宅の設置数まで把握できていない
- ・都道府県や市町村によって、雨水利用の都道府県方針や市町村計画の必要性や課題に違いがある

#### ○ 地盤沈下防止等対策要項及び地下水マネジメントの取組状況

##### ① 現状

- ・要綱地域においては各機関の取組により、地盤沈下は沈静化の傾向に向かっている。
- ・令和2年2月に「地盤沈下防止等対策要綱に関する関係府省連絡会議」を開催し、引き続き要綱の取組を推進することを確認。
- ・「地下水マネジメントの手順書」を令和元年8月に公表。

##### ② 課題

- ・要綱地域においては、未だ地盤沈下の進行が認められる地域があり、渇水時の短期的な地下水位低下により地盤沈下が進行するおそれもある。
- ・地盤沈下等の地下水障害の防止や生態系の保全等を確保しつつ、地域の地下水を守り、水資源等として利用する「持続可能な地下水の保全と利用」を推進する必要がある。

#### ○ 水源地域振興の取組状況

##### ① 現状

- ・毎年、水の里の旅コンテストを実施、年間約20件程度の応募がある。
- ・毎年、地方と東京で各1回、水源地域ネットワーク会議を開催、各会議約40名程度の参加がある。
- ・令和元年度に「新たな担い手等による今後の水源地域振興のあり方に関する検討会」の報告書を公表

##### ② 課題

- ・水の里の旅コンテストの知名度や、受賞コンテンツの催行化が少ない
- ・ネットワーク会議における新規参加者が少ない
- ・「検討会」で示された方針に基づき、具体的な施策の検討が必要



# 「住生活基本計画」

---

令和2年6月5日  
国土交通省 住宅局

# 1. 政策レビューの取組方針

テーマ名	住生活基本計画（全国計画）
対象政策の概要	住生活基本計画（全国計画）は、「住生活基本法」（平成18年法律第61号）に基づき、国民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画として策定されており、 <u>国民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する目標や基本的な施策などを定め、目標を達成するために必要な措置を講ずるよう努めることとされている</u> 。平成28年3月に見直された現行の住生活基本計画では、平成28年度から令和7年度までを計画期間として、少子高齢化・人口減少社会を正面から受け止めた、今後10年間の新たな住宅政策の方向性が示されており、「住宅ストック」「居住者」「産業・地域」の3つの視点から、国民それぞれのニーズに合った住生活や、安全・良質で安心できる住環境を実現できるよう、取組を推進することとしている。
評価の目的、必要性	現行計画は、社会経済情勢の変化及び施策の効果に対する評価を踏まえて、おおむね5年後に見直し、所要の変更を行うこととされており、 <u>新たな住生活基本計画の策定に向け、現行計画における目標の達成状況等について評価を行う必要がある</u> 。このため、現行計画における目標の達成状況等の分析・評価を通じ、新たな住生活基本計画に反映することを目的とする。
評価の視点	居住者からの視点、住宅ストックからの視点、産業・地域からの視点の3つの視点について、それぞれに対応する <u>①目標の達成状況、②基本的施策の実施状況、③目標達成状況を把握するものとしての成果指標の設定が適切か</u> 等の観点から評価を行う。
評価手法	上記の評価の視点ごとに、設定した成果指標の達成状況を分析する。
政策への反映の方向	本政策レビューの評価結果を、 <u>社会資本整備審議会住宅宅地分科会における、住生活基本計画の見直しに向けた議論に反映</u> させる。
検討状況	現行計画において策定している成果指標の進捗状況について、住生活総合調査、住宅市場動向調査、空き家所有者実態調査等に基づく分析作業を実施中である。
第三者の知見の活用	成果指標の進捗状況や基本的な施策の実施状況等について、 <u>社会資本整備審議会住宅宅地分科会（令和2年9月より、新たな住生活基本計画の策定に向けて開催）においてご意見をいただきながら、議論を始めているところ</u> 。

## 2. 対象政策の概要

住生活基本法の規定に基づき「住生活基本計画」を策定し、国民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進

### 住宅建設計画法の制定（昭和41年）

戦後の住宅不足や大都市への人口集中に対応するため、住宅の建設を強力に推進することを目的に、国等の責務、住宅建設五箇年計画の策定等を規定。同計画において5年ごとの住宅建設戸数目標を位置づけ

社会経済情勢の著しい変化による新たな住宅政策への転換（「量」から「質」への転換）

### 住生活基本法の制定（平成18年）

国民の豊かな住生活の実現を図ることを目的に、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策について、基本理念、国等の責務、住生活基本計画の策定等を規定

#### 基本理念

- ・ 現在及び将来の住生活の基盤となる良質な住宅の供給等
- ・ 住民が誇りと愛着を持つことのできる良好な居住環境の形成
- ・ 民間活力、既存ストックを活用する市場の整備と消費者利益の擁護及び増進
- ・ 低額所得者、高齢者、子育て家庭等の居住の安定の確保

### 「住生活基本計画」の趣旨

国民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、国土交通大臣が社会資本整備審議会及び都道府県の意見を踏まえ、全国計画の案を策定し、閣議により決定

#### ○住生活基本法（平成18年法律第61号）（抄）

第一条 この法律は、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策について、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体並びに住宅関連事業者の責務を明らかにするとともに、基本理念の実現を図るための基本的施策、住生活基本計画その他の基本となる事項を定めることにより、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民生活の安定向上と社会福祉の増進を図るとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

第十五条 （略）

3 国土交通大臣は、全国計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 国土交通大臣は、前項の規定により全国計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、（略）社会資本整備審議会及び都道府県の意見を聴かななければならない。

6 前三項の規定は、全国計画の変更について準用する。

### 3. 評価の目的・必要性

令和3年3月に次回の住生活基本計画の見直しが予定されていることから、住生活基本計画の見直しにあたり、現行計画に定める目標の達成や施策の進捗状況、課題等を適切に評価・分析することで、現在の到達点の評価等を実施

#### 現行計画の策定（平成28年）

現行計画は、少子高齢化・人口減少を正面から受け止めた今後10年間の新たな住宅政策の方向性を示すものとして、平成28年3月に策定（計画期間：平成28年度～令和7年度）

#### 現行計画の見直し

住生活基本計画（全国計画）（計画期間：10年間）は、**政策評価**や社会経済情勢の変化等を踏まえて、計画を策定してから概ね5年後に見直しを行い、変更を行うこととされている

○住生活基本計画（全国計画）（平成28年3月18日閣議決定）（抄）

第4 施策の総合的かつ計画的な推進 （5）政策評価の実施と計画の見直し

② **政策評価**や社会経済情勢の変化等を踏まえて、おおむね5年後に計画を見直し、所要の変更を行う。

#### 政策評価の目的・必要性

- 現行計画の策定から4年が経過し、令和3年3月に次回の住生活基本計画（全国計画）の見直しが予定されていることから、新たな計画の策定に向けて、現行計画に対する評価・分析を実施する必要がある
- このため、令和3年度以降を計画期間とする新たな住生活基本計画（全国計画）の策定にあたり、**現行計画で定める目標に対する施策の進捗状況やその効果・課題等の評価・分析**を行うことで、現在の到達点を明らかにし、国民の住生活の安定の確保及び向上に寄与することを目的とする

# 4. 評価の視点

3つの視点（居住者、住宅ストック、産業・新技術）について、それぞれに対応する①目標の達成状況、②基本的施策の実施状況、③目標達成状況を把握するものとしての成果指標の設定が適切か等の観点から評価を行う

## 新たな住生活基本計画（全国計画）（平成28年3月18日閣議決定）の概要

現状と今後10年の課題	(1) 少子高齢化・人口減少の急速な進展。大都市圏における後期高齢者の急増【高齢化問題】 ・後期高齢者：平成22年 約1,419万人→2025年 約2,179万人（首都圏：約318万人→約572万人）・高齢化に伴い生活保護受給世帯が増加 1992年 約59万世帯→2015年 約162万世帯
	(2) 世帯数の減少により空き家がさらに増加【空き家問題】 ・2013年 約820万戸（賃貸・売却用等以外：約320万戸）
	(3) 地域のコミュニティが希薄化しているなど居住環境の質が低下
	(4) 少子高齢化と人口減少が、1)高齢化問題2)空き家問題3)地域コミュニティを支える力の低下といった住宅政策上の諸問題の根本的な要因【少子化問題】 ・希望出生率1.8に対して1.4の現状
	(5) リフォーム・既存住宅流通等の住宅ストック活用型市場への転換の遅れ
	(6) マンションの老朽化・空き家の増加により、防災・治安・衛生面等での課題が顕在化するおそれ【マンション問題】

## 新しい計画の目標（計画期間：2016年度～2025年度）

居住者からの視点	住宅ストックからの視点	産業・地域からの視点
<p><b>目標1 結婚・出産を希望する若年世帯・子育て世帯が安心して暮らせる住生活の実現</b></p> <p>①民間賃貸住宅の活用 ②公的賃貸住宅への入居支援 ③持家の取得を支援 ④三世代同居・近居の促進 等</p>	<p><b>目標4 住宅すぐろくを超える新たな住宅循環システムの構築</b></p> <p>「住宅購入でゴール」のいわゆる「住宅すぐろく」を超えて、既存住宅が資産となり、次の世代にも承継される「新たな住宅循環システム」の構築 ⇒資産形成としての住宅への転換 リフォーム投資の拡大・住み替え需要の喚起 ⇒人口減少時代の住宅市場の新たな牽引力 良質で魅力的な既存住宅 ↓ 資産としての住宅 ↓ 高齢期に住宅を現金化可能に ⇒高齢者の住み替え等の促進 ↓ リフォーム投資の拡大 住宅ストックの質の向上</p> <p>①建物状況調査（インスペクション）、住宅瑕疵保険等を活用した品質確保 ②住宅性能表示、住宅履歴情報等を活用した消費者への情報提供の充実 ③消費者が住みたい・買いたいと思うような既存住宅の「品質＋魅力」の向上（外壁・内装のリフォーム、デザイン等） ④既存住宅の価値向上を反映した評価方法の普及・定着 ⑤資産として承継できる長期優良住宅等の良質で安全な新築住宅の供給 等</p>	<p><b>目標7 強い経済の実現に貢献する住生活産業の成長</b></p> <p>①地域経済を支える地域材を用いた木造住宅の供給促進、設計者・技能者の育成、伝統的な技術の承継・発展、CLT等の部材・工法等の技術開発を推進 ②住宅ストックビジネスの活性化、多角化する住生活産業に対応した担手の確保・育成 ※既存住宅の維持管理、リフォーム、建物状況調査（インスペクション）、住宅ファイル、空き家管理 等 ③子育て世帯・高齢者世帯など幅広い世帯のニーズに応える住生活関連の新たなビジネスの創出・拡大、住生活産業の海外展開を支援するなど我が国の住生活産業の成長を促進 ※家事代行、食事宅配、ICT対応型住宅、遠隔健康管理、IoT住宅、ロボット技術等 等</p>
<p><b>目標2 高齢者が自立して暮らすことができる住生活の実現</b></p> <p>①高齢者向けの住まいや多様な住宅関連サービスのあり方を示した「新たな高齢者向け住宅のガイドライン」を策定 ②需要に応じたサービス付き高齢者向け住宅等の供給や「生涯活躍のまち」の形成 ③公的賃貸住宅団地の建替え等の機会をとらえた地域拠点の形成 ④リバースモーゲージの普及による高齢者の住み替え等の資金の確保 等</p>	<p><b>目標5 建替えやリフォームによる安全で質の高い住宅ストックへの更新</b></p> <p>①耐震性を満たさない住宅の建替え等による更新 居住されている住宅のうち、耐震性を満たさない住宅：約900万戸 ②リフォームによる耐震性、耐久性等・省エネ性の向上と適切な維持管理の促進 ③投資意欲を刺激するリフォーム（健康増進・デザイン等）の促進 ④マンションの適切な維持管理や建替え・改修の促進 等</p>	<p><b>目標8 住宅地の魅力の維持・向上</b></p> <p>①スマートウェルネスシティやコンパクトシティなどのまちづくりとの連携、交通・買い物・医療・教育等の居住者の利便性向上 ②住宅団地の再生・その機会をとらえた高齢者・子育て支援施設等の地域拠点形成 ③良好な景観の形成、豊かなコミュニティの維持・向上 ④密集市街地の改善整備や無電柱化の推進等による居住者の災害時の安全性の向上 等</p>
<p><b>目標3 住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保</b></p> <p>①空き家活用を促進するとともに、民間賃貸住宅を活用した新たな仕組みの構築も含めた住宅セーフティネット機能を強化 ②公的賃貸住宅の適切な供給・管理 等</p>	<p><b>目標6 急増する空き家の活用・除却の推進</b></p> <p>①良質な既存住宅が流通し、空き家増加が抑制される流れの創出 ②空き家を活用した地方移住や二地域居住等の促進 ③古民家等の再生・活用や介護・福祉・子育て支援施設、宿泊施設等の他用途への転換 ④防災・衛生・景観等の生活環境に悪影響を及ぼす空き家の解体・撤去の推進 等</p>	

# 5. 政策評価レビューの対象

## 関連する主な施策について

主な施策の内容については、参考資料2に詳述。

### 居住者からの視点

#### 【法令】

- ・高齢者の居住の安定確保に関する法律
- ・住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律

#### 【予算】

- ・スマートウェルネス住宅等推進事業
- ・社会資本整備総合交付金
- ・公的賃貸住宅家賃対策補助
- ・共生社会実現に向けた住宅セーフティネット機能強化・推進事業

#### 【ほか】

- ・フラット35子育て支援型地域活性化型
- ・UR近居割・近居割ワイド
- ・UR子育て割・そのママ割・U35割引等

### 住宅ストックからの視点

#### 【法令】

- ・建築物の耐震改修の促進に関する法律
- ・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
- ・マンションの建替え等の円滑化に関する法律
- ・空家等対策の推進に関する特別措置法

#### 【予算】

- ・防災安全交付金
- ・耐震対策緊急促進事業
- ・マンション管理適正化・再生推進事業
- ・空き家対策総合支援事業
- ・社会資本整備総合交付金
- ・空き家対策の担い手強化・連携モデル事業

### 産業・地域からの視点

#### 【予算】

- ・地域型住宅グリーン化事業
- ・環境・ストック活用推進事業
- ・木造住宅・都市木造建築物における生産体制整備事業
- ・防災安全交付金
- ・社会資本整備総合交付金
- ・密集市街地総合防災事業

#### 【税制】

- ・耐震改修促進税制（所得税・固定資産税）
- ・空き家の発生を抑制するための特例措置（所得税）

## 事務事業の執行にかかわる組織

### 国土交通省

- ・国民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画（全国計画）の案を作成。
- ・住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進。

# 6. 評価手法

前掲（4.）の評価の視点ごとに、設定した成果指標の達成状況を分析する

成果指標一覧		
		(☆)は新規
<p><b>目標1 結婚・出産を希望する若年世帯・子育て世帯が安心して暮らせる住生活の実現</b></p> <p>①子育て世帯※における誘導居住面積水準達成率 【全国】 42% (H25) → 50% (R7) 【大都市圏】 37% (H25) → 50% (R7) <small>※構成員に18歳未満の者が含まれる世帯</small></p> <p><b>目標2 高齢者が自立して暮らすことができる住生活の実現</b></p> <p>②高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合 2.1% (H26) → 4% (R7)</p> <p>③(☆)高齢者生活支援施設を併設するサービス付き高齢者向け住宅の割合 77% (H26) → 90% (R7)</p> <p>④(☆)都市再生機構団地（大都市圏のおおむね1,000戸以上団地約200団地が対象）の地域の医療福祉拠点化 0団地 (H27) → 150団地程度 (R7)</p> <p>⑤建替え等が行われる公的賃貸住宅団地（100戸以上）における、高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯の支援に資する施設の併設率 平成28～R7の期間内に建替え等が行われる団地のおおむね9割</p> <p>⑥高齢者の居住する住宅の一定のバリアフリー化率 41% (H25) → 75% (R7)</p> <p><b>目標3 住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保</b></p> <p>⑦最低居住面積水準未達率 4.2% (H25) → 早期に解消</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●(再掲)都市再生機構団地（大都市圏のおおむね1,000戸以上の団地約200団地が対象）の地域の医療福祉拠点化</li> <li>●(再掲)建替え等が行われる公的賃貸住宅団地（100戸以上）における、高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯の支援に資する施設の併設率</li> </ul>	<p><b>目標4 住宅すざらくを超える新たな住宅循環システムの構築</b></p> <p>⑧既存住宅流通の市場規模 4兆円 (H25) → 8兆円 (R7)</p> <p>⑨(☆)既存住宅流通量に占める既存住宅売買瑕疵保険に加入した住宅の割合 5% (H26) → 20% (R7)</p> <p>⑩新築住宅における認定長期優良住宅の割合 11.3% (H26) → 20% (R7)</p> <p><b>目標5 建替えやリフォームによる安全で質の高い住宅ストックへの更新</b></p> <p>⑪耐震基準（昭和56年基準）が求める耐震性を有しない住宅ストックの比率 18% (H25) → おおむね解消 (R7)</p> <p>⑫リフォームの市場規模 7兆円 (H25) → 12兆円 (R7)</p> <p>⑬省エネ基準を充たす住宅ストックの割合 6% (H25) → 20% (R7)</p> <p>⑭(☆)マンションの建替え等の件数（S50からの累計） 約250件 (H26) → 約500件 (R7)</p> <p>⑮25年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している分譲マンションの管理組合の割合 46% (H25) → 70% (R7)</p> <p><b>目標6 急増する空き家の活用・除却の推進</b></p> <p>⑯(☆)空家等対策計画を策定した市区町村数の全市区町村数に対する割合 0割 (H26) → おおむね8割 (R7)</p> <p>⑰(☆)賃貸・売却用以外の「その他空き家」数 318万戸 (H25) → 400万戸程度におさえる (R7)</p>	<p><b>目標7 強い経済の実現に貢献する住生活産業の成長</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●(再掲)既存住宅流通の市場規模</li> <li>●(再掲)リフォームの市場規模</li> </ul> <p><b>目標8 住宅地の魅力の維持・向上</b></p> <p>⑱地震時等に著しく危険な密集市街地の面積 約4,450ha (速報) (H27) → おおむね解消 (R2)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●(再掲)都市再生機構団地（大都市圏のおおむね1,000戸以上の団地約200団地が対象）の地域の医療福祉拠点化</li> <li>●(再掲)建替え等が行われる公的賃貸住宅団地（100戸以上）における、高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯の支援に資する施設の併設率</li> <li>●(参考)景観計画に基づき取組を進める地域の数（市区町村数） 458団体 (H26) → 約700団体 (R2) (参考)市街地等の幹線道路の無電柱化率 16% (H26) → 20% (R2)</li> <li>●(参考)最大クラスの洪水・内水・津波・高潮に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練（机上訓練、情報伝達訓練等）を実施した市区町村の割合 【洪水】 - (H26) → 100% (R2) 【内水】 - (H26) → 100% (R2) 【津波】 0% (H26) → 100% (R2) 【高潮】 - (H26) → 100% (R2)</li> <li>●(参考)土砂災害ハザードマップを作成・公表し、地域防災計画に土砂災害の防災訓練に関する記載のある市区町村の割合 約33% (H26) → 約100% (R2)</li> <li>●(参考)国管理河川におけるタイムラインの策定数 148市区町村 (H26) → 730市区町村 (R2)</li> </ul>

## 7. 政策への反映の方向

令和3年3月に予定されている住生活基本計画の見直しに向けた議論（次頁参照）に反映し、現行計画に対する的確な評価・分析を踏まえた、新たな住生活基本計画を策定

### ① 目標の達成状況

- 現行計画で掲げている「3つの視点からの8つの目標」それぞれについて、目標の達成状況を成果指標の推移に基づきながら定量的に分析

※ 成果指標数：18  
（再掲しているものを除く）

### ② 主な施策の実施状況等

- ①を踏まえ、
- それぞれの成果指標に関する主な施策を取り上げ、これらの進捗状況や効果を分析
  - 進捗状況や効果が著しくないものについては理由等を分析し、課題等を抽出

※ 特に重要な施策は重点化するなどメリハリをつけて実施

### ③ 指標設定の妥当性

- ①及び②を踏まえ、
- 新たな計画では削るべき成果指標を検討
  - 新たな計画でも残す又は内容の変更をして継続すべき成果指標の新たな目標値を検討
  - 新たに成果指標を設けるべきもの及びその目標値を検討

住生活基本計画の見直しに向けた社会資本整備審議会住宅宅地分科会における議論に反映。現行計画に対する的確な評価・分析を踏まえた新たな住生活基本計画を令和3年3月に策定



## 8. 検討状況・第三者の知見の活用

目標の達成状況や施策の進捗状況、計画の見直し等について、以下の場でご議論をいただいているところ

### ■ 社会資本整備審議会住宅地分科会 委員名簿（R2.3.1時点）

【委員】（◎は分科会長、○は分科会長代理）

池邊このみ	千葉大学大学院園芸学研究科 教授	大久保恭子	(株) 風代表 取締役
大橋 洋一	学習院大学法科大学院 教授	○ 齊藤 広子	横浜市立大学国際教養学部 教授
◎ 中井 検裕	東京工業大学環境・社会理工学院長	中城 康彦	明海大学不動産学部 教授
中埜 良昭	東京大学生産技術研究所 教授	野口貴公美	一橋大学大学院法学研究科 教授
深尾 精一	首都大学東京 名誉教授	藤沢 久美	シンクタンク・ソフィアバンク 代表

### 【臨時委員】

秋田 典子	千葉大学大学院園芸学研究科 准教授	伊香賀俊治	慶應義塾大学工学部 教授
池本 洋一	(株) リクルート住まいカンパニー SUUMO編集長 兼 住まい研究所所長	井上由起子	日本社会事業大学専門職大学院 教授
内山 俊夫	(公社) 全国宅地建物取引業協会連合会 副会長	大下 克己	(一社) 不動産流通経営協会 住宅政策検討委員会 委員長
奥田 知志	NPO法人抱樸 理事長	奥山千鶴子	NPO法人子育てひろば全国連絡協議会 理事長
小倉 範之	全国建設労働組合総連合 書記次長	鬼沢 良子	NPO法人持続可能な社会をつくる元気ネット 事務局長
久保田浩二	東京都住宅政策本部技監	小出 譲治	千葉県市原市長
菰田 正信	(一社) 不動産協会 理事長	坂井 文	東京都市大学都市生活学部 教授
重川希志依	常葉大学大学院環境防災研究科 教授	末永 照雄	(公財) 日本賃貸住宅管理協会 会長
諏訪 雄三	共同通信社 編集委員	竹中 宣雄	(一社) 住宅生産団体連合会 副会長
中川 雅之	日本大学経済学部 教授	野澤 千絵	東洋大学工学部建築学科教授
馬場 研治	(一社) 全国住宅産業協会 会長	早野木の美	(公社) 日本消費生活アドバイザー・ コンサルタント・相談員協会主任研究員
三好 修	(公社) 全国賃貸住宅経営者協会連合会 会長	山田 達也	(公社) 全日本不動産協会 常務理事

## 8. 検討状況・第三者の知見の活用

具体的には、現行計画における「3つの視点」をベースにしつつ、近年の社会情勢の変化やこれまでの分科会での議論等も踏まえ、以下のとおり主な論点（案）を作成し、ご議論いただいているところ

### (1) 総論

- 前回策定時(2016年3月)と比べて、住生活を巡る状況の変化をどのように捉えるべきか。
- 現在の住宅市場は適切に機能しているか。改善が求められるものは何か。
- 国民はどのような住宅や住生活を望んでいるか。ニーズの変化や新しい動きは生じていないか。
- 国民のニーズに対応した住宅ストックが質・量ともに形成されているか。既存ストックや市場動向の状況を踏まえ、今後、世帯数の減少が見込まれる中、住宅供給や適正な住宅ストックの管理はどうあるべきか。
- 国土政策や土地政策、まちづくり、防災対策等、他の関連する政策分野との連携をどのように進めるべきか。また、「大都市と地方」、「市街地と郊外」といった環境の違いをどのように踏まえて、見直しの検討を進めるべきか。

### (2) 居住者からの視点

- 子供を産み、育てやすい住まいの実現のため、各々のライフステージに応じて、子育て世帯のニーズや子供・母親の目線に立ってどのような住宅や住環境が求められるか。また、子育てと仕事の両立を図るために、どのような住まいが求められるか。
- 単身世帯が増加する中、高齢者が地域に見守られ安心して健康に暮らせる住まいの実現のため、医療・福祉・介護との連携も含め、どのような取組が求められるか。高齢者が所有する住宅資産をどう活用・流通させるか。
- 改正入管法の施行等に伴い在留外国人の更なる増加も見込まれる中、地域や多世代と共生した社会の実現に向けて、他省の関連施策とも連携しつつ、外国人も含めた住宅確保要配慮者の居住ニーズに応じて入居後の見守り・生活支援や住民の支え合いをどのように確保していくか。また、賃貸人の抱える課題にどのように対応していくか。
- サブスクリプション型居住サービス、シェアリングエコミー、リバースモーゲージやリースバックなどの新しい住まいの形態やビジネスをどのように考えるか。また、テレワークやサテライトオフィス、コワーキングスペース等を利用した新たな「働き方」をどのように住生活の向上に結びつけるか。地方創生の観点から、「関係人口」拡大を図る上で、二地域居住の推進をどう進めていくか。

## 8. 検討状況・第三者の知見の活用

### (3) ストックからの視点

- 豊かな住生活の実現を目指す上で、住宅の広さをどう捉えるべきか。
- 「耐震」「省エネ」「バリアフリー」といった住宅が備えるべき性能の確保に向けて、持家・賃貸ともに今後どのような対策が求められるか。住まいの安全確保をはじめ、今日的に求められる住宅性能として、どのようなものが考えられるか。
- 住宅ストック全体に占める空き家の現状を踏まえ、その増加要因や地域的な特徴等をどう捉えるべきか。また、現在の空き家ストックの市場流通性や環境に配慮した住宅の適切な循環のあり方を踏まえつつ、今後、ビジネスとして家を「しまっていく」ことも重要となる中、どのような空き家対策(管理、改修、流通、除却、発生抑制等)を講じるべきか。
- 新築住宅中心の市場から既存住宅活用型市場への転換が遅れている中、その要因やこれまでの取組の成果、今後取り組むべき課題を分析し、どのような対策を講じていくべきか。
- マンションの老朽化、居住者の高齢化が見込まれる中、どのような目標を掲げてマンション管理の適正化や再生に取り組むべきか。

### (4) 産業・新技術からの視点

- 生産年齢人口が減少し、将来的な住宅産業の担い手不足も見込まれる中、外国人材も含めた担い手の確保や、生産性向上にどのように取り組むべきか。
- 国内新築住宅市場の縮小も見据えながら、住宅産業の海外展開や住宅ストックビジネス(住宅の維持管理、リフォーム等)など住生活産業の成長をどのように促進するか。
- 情報化・デジタル化が一層進む中、消費者が安心して住宅を選択できるようにするためには、「どのような情報」を「どの段階」で「どう優先順位」をつけて提供することが求められるか。また、そうした情報が円滑に提供されるためには、どのような取組が必要となるか。
- AI・IoT、自動運転、ドローン、MaaS(Mobility as a Service)などの新技術の進展が、住宅や住宅地、住宅産業にどのような影響を与えると考えるか。また、これらを国民の住生活の向上につなげるためには、どのような新しい住生活関連サービスが求められるか。

### (5) まちづくりからの視点

- コンパクトシティ、都市のスポンジ化対策等のまちづくり政策と住宅政策の連携について、どのように取り組むべきか。
- 地域全体の高齢化、生活利便性やコミュニティ機能の低下等により大量の空き家の発生も懸念される中、住宅と生活利便機能の集約化や新たな機能の提供など、郊外の住宅団地の再生に向けて、どのような対策を講じていくべきか。
- 近年の災害の激甚化・多頻度化を踏まえ、安全・安心で住み続けられるまちづくりや住まいづくりを進めていくためには、住宅政策や関連する他の政策分野において、どのような対応(平時/災害発生時、ハード面/ソフト面)が求められるか。

## 8. 検討状況・第三者の知見の活用

### ■住生活基本計画(全国計画)の見直しスケジュール

令和元年	9月12日	第47回住宅宅地分科会	・我が国の住生活をめぐる状況の変化等について
	10月29日	第48回住宅宅地分科会	・住生活基本計画に基づく主な施策の取組状況等について ・見直しにあたっての主な論点について
	11月29日	住宅宅地分科会勉強会(第1回)	・個別論点(ストックの視点)
	12月23日	第49回住宅宅地分科会	・個別論点(ストックの視点)
令和2年	1月16日	住宅宅地分科会勉強会(第2回)	・個別論点(居住者の視点)
	2月18日	第50回住宅宅地分科会	・個別論点(居住者の視点)
	5月28日	住宅宅地分科会勉強会(第3回)	・個別論点(産業・新技術の視点)(まちづくりの視点)
	6月12日	第51回住宅宅地分科会	・個別論点(産業・新技術の視点)(まちづくりの視点)
	6月26日	第52回住宅宅地分科会	・中間とりまとめ(案)について
	<b>6月</b>	<b>中間とりまとめ</b>	
	8月	第53回住宅宅地分科会	・新しい住生活基本計画(全国計画)の方向性について
	10月	第54回住宅宅地分科会	・新しい住生活基本計画(全国計画)の骨子案について
	12月	第55回住宅宅地分科会	・新しい住生活基本計画(全国計画)(案)について
		<パブリックコメント・都道府県意見聴取>	
令和3年	2月	第56回住宅宅地分科会	・新しい住生活基本計画(全国計画)(案)について
	<b>3月</b>	<b>閣議決定</b>	

# (参考資料1) 成果指標の状況について

成果指標	策定時	目標値	最新値	CU	更新予定	視点・目標
①子育て世帯（18歳未満が含まれる世帯）における誘導居住面積水準達成率	42%（全国）	50%（H37年）	42%（H30年）	N*	令和7年3月	① 1
	37% （大都市圏）	50%（H37年）	39%（H30年）	N*	令和7年3月	① 1
②高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合	2.1%	4%（H37年）	2.5%（H30年）	B*	令和3年3月	① 2
③高齢者生活支援施設を併設するサービス付き高齢者向け住宅の割合	77%	90%（H37年度）	75%（R元年度）	B*	令和3年3月	① 2
④UR団地の地域医療福祉拠点化	0 団地	150団地程度（H37年度）	85団地（R元年度）	B*	令和3年5月	① 2・3、③ 8
⑤建替え等が行われる公的賃貸住宅団地（100戸以上）における、高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯の支援に資する施設の併設率	H28～H37の期間内に 建替え等が行われる団地の概ね9割		86%（H30年度）	A*	令和2年8月	① 2・3、③ 8
⑥高齢者の居住する住宅の一定のバリアフリー化率	41%	75%（H37年）	42%（H30年）	N*	令和6年10月	① 2
⑦最低居住面積水準未達率	4.2%	早期に解消	4.0%（H30年）	N*	令和7年3月	① 3
⑧既存住宅流通の市場規模	4兆円	8兆円（H37年）	4.5兆円（H30年）	N*	令和6年10月	② 4、③ 7
⑨既存住宅流通量に占める既存住宅売買瑕疵保険に加入した住宅の割合	5%	20%（H37年度）	12%（H30年度）	N*	令和6年10月	② 4
⑩新築住宅における認定長期優良住宅の割合	11.3%	20%（H37年度）	11.5%（H30年度）	B	令和2年6月	② 4
⑪耐震性を有しない住宅ストックの比率	18%	概ね解消（H37年）	13%（H30年）	N*	令和7年3月	② 5
⑫リフォームの市場規模	7兆円	12兆円（H37年）	7兆円（H30年）	N*	令和7年3月	② 5、③ 7
⑬省エネ基準を充たす住宅ストックの割合	6%	20%（H37年度）	11%（H30年度）	A*	令和3年4月	② 5
⑭マンションの建替え等の件数	約250件	約500件（H37年度）	325件（H30年度）	B	令和2年8月	② 5
⑮25年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している分譲マンション管理組合の割合	46%	70%（H37年度）	53.6%（H30年度）	B	令和6年3月	② 5
⑯空家等対策計画を策定した市区町村数の全市区町村数に対する割合	0割	概ね8割（H37年度）	6.3割（R元年度）	A*	令和2年10月	② 6
⑰「その他空き家」数	318万戸	400万戸程度（H37年）	349万戸（H30年）	A	令和6年10月	② 6
⑱危険密集市街地の面積	4450ha	概ね解消（H32年度）	2,982ha（R元年度）	B*	令和3年6月	③ 8

注1) CU欄には、平成30年度政策チェックアップ評価書（令和元年8月）における業績指標の評価結果を記載。なお\*印の付された指標は、評価書の公表以降に直近実績値が更新されたもの。

注2) 視点・目標欄には、それぞれの成果指標に対応する視点（①～③）と目標（1～8）を記載

注3) ⑪の最新値は、これまでの推計方法を改善した方法により算出している。

## (参考資料2) 主な施策について

- ① 居住者からの視点
- ② 住宅ストックからの視点
- ③ 産業・地域からの視点

# サービス付き高齢者向け住宅の登録制度の概要

○バリアフリー化や居住者への生活支援の実施等の基準を満たす住宅について都道府県等が登録を実施。

※サービス付き高齢者向け住宅の登録制度は、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」(高齢者住まい法)の改正により、平成23年10月に創設

○料金やサービス内容など住宅に関する情報が事業者から開示されることにより、居住者のニーズにあった住まいの選択が可能。

## 【登録基準】

<b>ハード</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○<u>床面積は原則25㎡以上</u></li> <li>○<u>構造・設備が一定の基準を満たすこと</u></li> <li>○<u>バリアフリー構造であること</u>(廊下幅、段差解消、手すり設置)</li> </ul>
<b>サービス</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○<u>必須サービス:安否確認サービス・生活相談サービス</u></li> <li>※その他のサービスの例:食事の提供、清掃・洗濯等の家事援助</li> </ul>
<b>契約内容</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○長期入院を理由に事業者から一方的に解約できないこととしているなど、居住の安定が図られた契約であること</li> <li>○敷金、家賃、サービス対価以外の金銭を徴収しないこと 等</li> </ul>

## 【入居者要件】

・60歳以上の者 又は要支援・要介護認定者

## 【登録状況(R2.5末時点)】

戸数	255,280戸
棟数	7,607棟



住み慣れた環境で必要なサービスを受けながら暮らし続ける

# 新たな住宅セーフティネット制度の枠組み

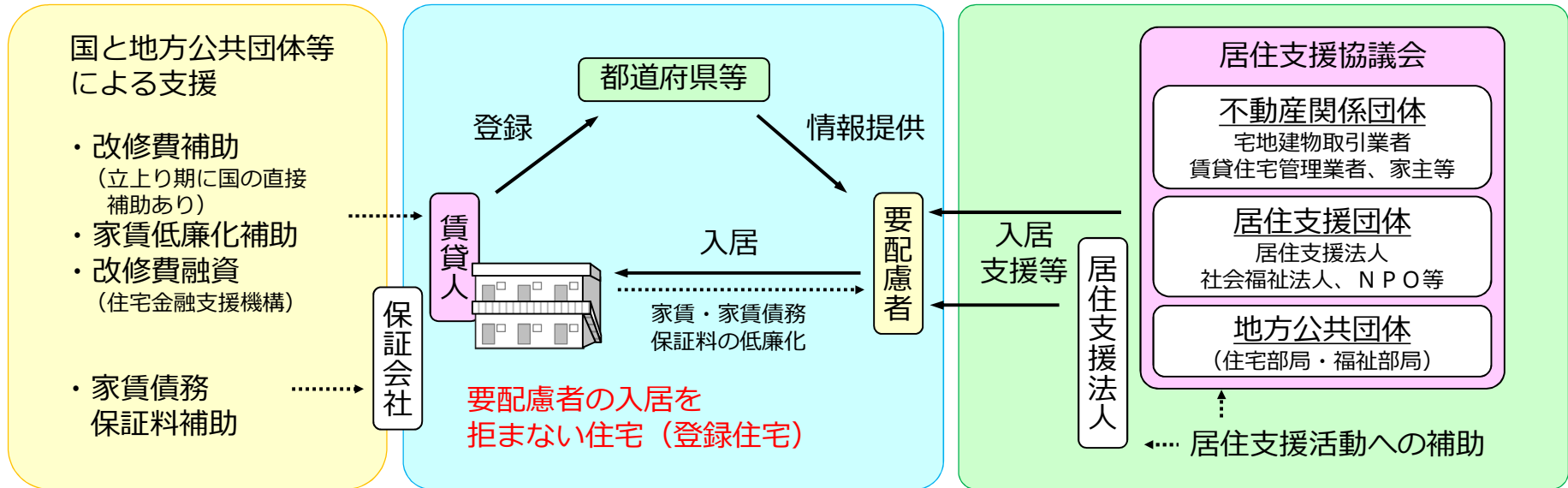
※ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）の一部を改正する法律（平成29年4月26日公布 10月25日施行）

① 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度

② 登録住宅の改修・入居への経済的支援

③ 住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援

## 【新たな住宅セーフティネット制度のイメージ】



### 【施行状況 (R2/5/29時点)】

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録	29,745戸※ (47都道府県)
居住支援法人の指定	311者 (46都道府県)
居住支援協議会の設立	98協議会
家賃債務保証業者の登録	71者
供給促進計画の策定	34都道府県12市町

※受付・審査中の43,026戸を合わせて72,771戸

【令和2年度予算】

- スマートウェルネス住宅等推進事業: 250億円の内数
- 社会資本整備総合交付金等の内数
- 公的賃貸住宅家賃対策補助: 110.91億円の内数
- 共生社会実現に向けた住宅セーフティネット機能強化・推進事業: 10.5億円の内数



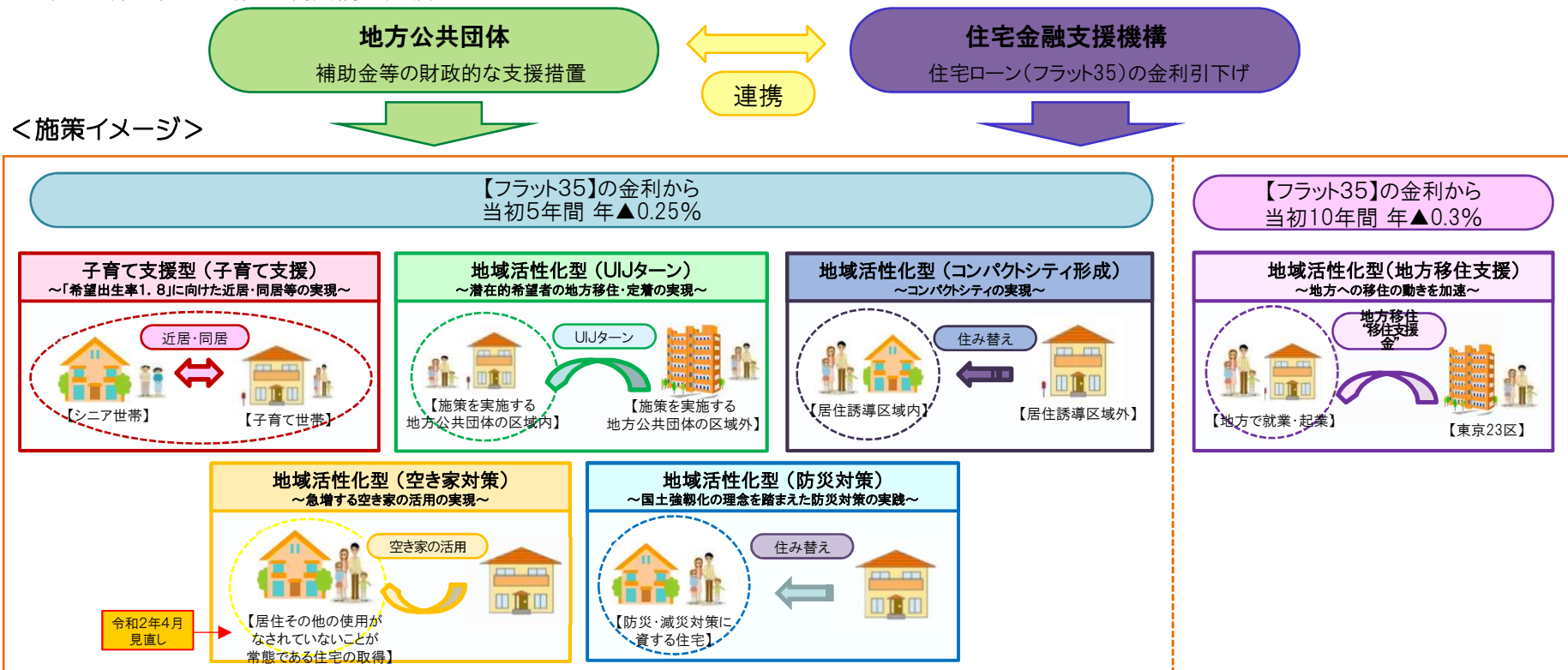
# フラット35子育て支援型及び地域活性化型の概要

「ニッポン一億総活躍プラン」、「まち・ひと・しごと創生基本方針2018」等における地方創生等の推進に向け、「子育て支援」・「UIJターン」・「コンパクトシティ形成」・「空き家対策」・「防災対策」の施策を実施している地方公共団体と住宅金融支援機構が連携し、地方公共団体による財政的支援とあわせて、フラット35の金利を引き下げることにより、子育て支援・地域活性化の推進を図る。

## 【主な要件】

- ・事業を実施する地方公共団体において、施策を推進するための計画・方針を定め、積極的に対策を実施していること
- ・地方公共団体において、住宅の建設・購入・改良（空き家対策の場合は居住その他の使用がなされていないことが常態である住宅の改修又は取得）に対して、一定の補助金等の財政支援を行うものであること

## 【地方公共団体と住宅金融支援機構の連携イメージ】



# URにおけるミクストコミュニティ形成の促進と子育て支援等制度

二世代の近居支援		若年・子育て支援			
概要	高齢者・子育て等世帯が、親族と交流援助しながら生活する近居を促進するため、 ・近居割(H25.9～) ・近居割ワイド(H27.9～) により、家賃減額を実施(UR賃貸住宅ストックの約8割(約60万戸)で活用可能)		若年世帯・子育て世帯の入居を促進するため、 ・地域優良賃貸住宅制度を活用した「子育て割」 ・定期借家制度を活用した「そのママ割」や「U35割」により、家賃減額を実施		
	対象	近居割 UR賃貸住宅に居住する親族に近居するため、概ね2km圏内のUR賃貸住宅に新たに入居する世帯	近居割ワイド 近居割ワイドエリア内のUR賃貸住宅又は民間住宅等に居住する親族に近居するため、近居割ワイドエリア内のUR賃貸住宅に新たに入居する世帯	子育て割 子(18歳未満)を扶養している世帯又は新婚世帯で低所得世帯※ ※収入分位50%以下	そのママ割 子(18歳未満)を扶養している世帯
支援内容	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>5%減額 5年間</p> <p><b>近居割</b></p> <p>子育て世帯 or 高齢者世帯</p> <p>近居割エリア 概ね半径2km圏内のUR賃貸住宅が対象</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>5%減額 5年間</p> <p><b>近居割ワイド</b></p> <p>or</p> <p>近居割ワイドエリア 全国134カ所に指定されたエリア内のあらゆる住宅が対象</p> </div> </div>		20%減額 最長9年間 (普通借家) (最大2.5万円) 地域優良賃貸住宅(子育て型) <b>子育て割</b> 子育て世帯向け 子育て支援の柱となる制度	10～20%減額 3年間 (定期借家) <b>そのママ割</b> 子育て世帯向け 子育て層をUR独自で支援	10～20%減額 3年間 (定期借家) <b>U35割</b> 若年世帯向け 子育て予備軍をUR独自で支援

- ① 居住者からの視点
- ② 住宅ストックからの視点**
- ③ 産業・地域からの視点

# 住宅・建築物の耐震改修の支援策(令和2年度)

## ◇住宅・建築物耐震改修事業 <令和2年度予算:防災・安全交付金等の内数>

※本事業は民間事業者への直接補助ではなく、地方公共団体を通じた間接補助(地方公共団体による補助制度の整備が必要)

### 住宅(共同住宅を含む)

- 耐震診断
  - ・民間実施:国と地方で2/3
  - ・地方公共団体実施:国1/2
- 耐震改修等、建替え又は除却

建物の種類	交付率
・緊急輸送道路沿道 ・密集市街地、津波浸水区域等の避難路沿道	国と地方で2/3
・マンション	国と地方で1/3
・その他	国と地方で23%

### 建築物

- 耐震診断
  - ・民間実施:国と地方で2/3
  - ・地方公共団体実施:国1/3(緊急輸送道路沿道の場合は1/2)
- 耐震改修、建替え又は除却

建物の種類	交付率
・緊急輸送道路沿道 ・密集市街地、津波浸水区域等の避難路沿道 ・避難所等の防災拠点	公共建築物:国1/3 民間建築物:国と地方で2/3
・多数の者が利用する建築物(3階建て、かつ、1,000㎡以上の百貨店等) ・大規模な危険物処理・貯蔵場 ・避難路沿道(密集市街地、津波浸水区域等に係るもの以外)	公共建築物:国11.5% 民間建築物:国と地方で23%

## ◇耐震対策緊急促進事業等 <令和2年度予算:国費115億円>

○改正耐震改修促進法により、耐震診断の義務付け対象となる建築物に対し、通常の助成に加え、重点的・緊急的に支援(令和4年度末まで)  
 耐震診断、補強設計:国1/3 ⇒ 1/2 耐震改修:国11.5%、1/3※ ⇒ 1/3、2/5※※防災拠点等  
 (不特定多数利用大規模建築物(ホテル・旅館、デパート等)等の耐震診断については、平成27年度末までの措置)  
 (通常の社会資本整備総合交付金等による国費分を含む助成率。上記の他、社会資本整備総合交付金等を活用した既存の耐震補助制度がない地方公共団体の区域においても一定の支援)  
 (地方公共団体の施設については、社会資本整備総合交付金等において同等の支援)

## ◇耐震改修促進税制(住宅・建築物)

### 住宅

- 所得税(R3.12まで) 耐震改修工事に係る標準的な工事費用相当額の10%相当額(上限25万円)を所得税から控除
- 固定資産税(R4.3まで) 固定資産税額(120㎡相当部分まで)を1年間1/2に減額  
(特に重要な避難路沿道にある住宅は、2年間1/2減額)

### 建築物(耐震診断義務付け対象)

- 耐震診断の結果報告を行った者が、政府の補助を受けて、H26.4.1~R5.3.31の間に耐震改修を行った場合、固定資産税額を2年間1/2に減額

## ◇住宅金融支援機構による融資制度

※金利は毎月見直します。最新の金利は住宅金融支援機構にお問い合わせください。

### 個人向け

- 融資限度額:1,500万円(住宅部分の工事費が上限)
- 金利:償還期間10年以内0.36%、11年~20年以内0.62%(R2.6.1現在)

### マンション管理組合向け((公財)マンション管理センターの保証を利用する場合)

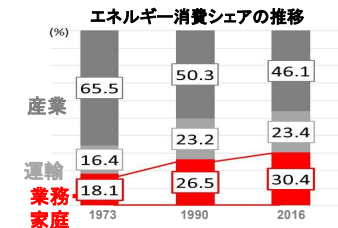
- 融資限度額:500万円/戸(共用部分の工事費が上限)
- 金利:償還期間10年以内0.42%、11年~20年以内0.68%(R2.6.1現在)

# 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律

公布日：2019年5月17日

## 背景・必要性

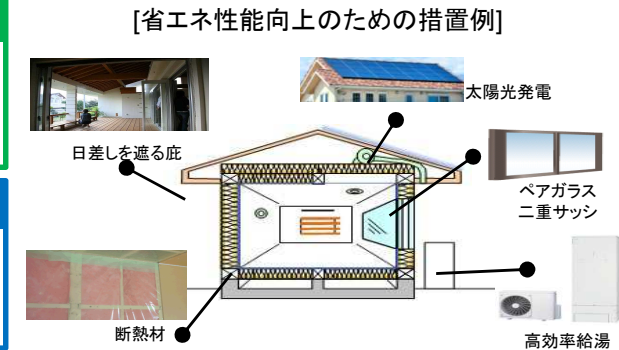
- 我が国のエネルギー需給構造の逼迫の解消や、地球温暖化対策に係る「パリ協定」の目標\*達成のため、住宅・建築物の省エネ対策の強化が喫緊の課題
  - \*我が国の業務・家庭部門の目標(2030年度)：温室効果ガス排出量約4割削減(2013年度比)
  - \*本法に基づく段階的な措置の強化は、「地球温暖化対策計画(2016.5閣議決定)」「エネルギー基本計画(2018.7閣議決定)」における方針を踏まえたもの
- ⇒ 住宅・建築物市場を取り巻く環境を踏まえ、規模・用途ごとの特性に応じた実効性の高い総合的な対策を講じることが必要不可欠



## 法律の概要

オフィスビル等	<b>オフィスビル等に係る措置の強化</b> <span style="float: right;">法公布後2年以内施行</span> 建築確認手続きにおいて省エネ基準への適合を要件化 ○ 省エネ基準への適合を建築確認の要件とする建築物の対象を拡大 (延べ面積の下限を2000㎡から300㎡に見直すことを想定)
	<b>複数の建築物の連携による取組の促進</b> <span style="float: right;">令和元年11月16日施行</span> 複数の建築物の省エネ性能を総合的に評価し、高い省エネ性能を実現しようとする取組を促進 ○ 省エネ性能向上計画の認定(容積率特例)*の対象に、複数の建築物の連携による取組を追加 (高効率熱源(コージェネレーション設備等)の整備費等について支援(※予算関連))
マンション等	<b>マンション等に係る計画届出制度の審査手続の合理化</b> <span style="float: right;">令和元年11月16日施行</span> 監督体制の強化により、省エネ基準への適合を徹底 ○ 所管行政庁による計画の審査(省エネ基準への適合確認)を合理化(民間審査機関の活用)し、省エネ基準に適合しない新築等の計画に対する監督(指示・命令等)体制を強化
戸建住宅等	<b>戸建住宅等に係る省エネ性能に関する説明の義務付け</b> <span style="float: right;">法公布後2年以内施行</span> 設計者(建築士)から建築主への説明の義務付けにより、省エネ基準への適合を推進 ○ 小規模(延べ面積300㎡未満を想定)の住宅・建築物の新築等の際に、設計者(建築士)から建築主への省エネ性能に関する説明を義務付けることにより、省エネ基準への適合を推進
	<b>大手住宅事業者の供給する戸建住宅等へのトップランナー制度の全面展開</b> <span style="float: right;">令和元年11月16日施行</span> 大手ハウスメーカー等の供給する戸建住宅等について、トップランナー基準への適合を徹底 ○ 建売戸建住宅を供給する大手住宅事業者に加え、注文戸建住宅・賃貸アパートを供給する大手住宅事業者を対象に、トップランナー基準(省エネ基準を上回る基準)に適合する住宅を供給する責務を課し、国による勧告・命令等により実効性を担保
<その他> ○ 気候・風土の特殊性を踏まえて、地方公共団体が独自に省エネ基準を強化できる仕組みを導入 <span style="float: right;">法公布後2年以内施行</span> 等	

\*新築等の計画が誘導基準に適合する場合に所管行政庁の認定を受けることができる制度。認定を受けた場合には、省エネ性能向上のための設備について容積率を緩和



# H26マンション建替法の改正の概要

平成26年6月25日公布、平成26年12月24日施行

○南海トラフ巨大地震や首都直下地震等の巨大地震発生のおそれがある中、生命・身体の保護の観点から、耐震性不足の老朽化マンションの建替え等が喫緊の課題

	一般のマンション	耐震性不足のマンション
改修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区分所有法による改修 ⇒3/4以上の賛成</li> </ul>	<b>H25改正で措置</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震改修促進法による改修 ⇒過半数の賛成、容積率等の緩和特例</li> </ul>
建替え	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区分所有法の建替え(個別売却)</li> <li>・マンション建替法の建替え(権利変換) ⇒4/5以上の賛成</li> </ul>	<b>マンション建替法改正で措置</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マンション敷地売却制度の創設 ⇒4/5以上の賛成</li> <li>・容積率の緩和特例</li> </ul>
取壊して住替え	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民法原則に基づき全員同意が必要</li> </ul>	

※平成26年度予算、税制改正において、マンション敷地売却に係る支援措置や弁護士・建築士の専門家による相談体制等の整備に係る措置を創設。 <マンション管理適正化・再生推進事業 R2予算 1.5億円の内数>

※マンション敷地売却制度の実施状況：除却の必要性に係る認定24件(うち、買受計画の認定10件)(R2.4現在)

# 空き家対策の概要

- 適正に管理されない空家等が周辺的生活環境に深刻な影響を及ぼしていること等を背景に制定された、「空家等対策の推進に関する特別措置法」(平成26年法律第127号)(議員立法)が平成27年5月26日に全面施行。
- 法律に加え、財政支援措置及び税制措置を講じることにより、空き家対策を総合的に推進。

## 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年11月公布、平成27年5月全面施行)

### ◆ 市町村による空家等対策計画の策定等

・1,091市区町村が策定済(令和元年10月1日時点)

### ◆ 空家等及びその跡地の活用

### ◆ 空家等の実態把握・所有者の特定等

・市町村内部で固定資産税等に関する情報の活用が可能

### ◆ 管理不十分で放置することが不適切な空家等(特定空家等)に対する措置(助言・指導、勧告、命令、行政代執行)

・助言・指導 17,026件、勧告 1,050件、命令 131件、  
代執行 196件(うち略式代執行 146件) (令和元年10月1日時点)

## 財政支援措置

- 空家等対策特別措置法に基づく空家等対策計画に沿った、空き家の活用や除却など市町村による総合的な空き家対策への支援を行う。

なお、社会資本整備総合交付金においても居住環境の整備改善等を図る観点から、同様の支援を実施。

( 空き家対策総合支援事業 R2予算 35億円 )

空き家の活用



空き家の除却



- 空き家に関する多様な相談にワンストップで対応できる人材の育成、専門家等と連携した相談体制を構築する取組等への支援を行う。

( 空き家対策の担い手強化・連携モデル事業 R2予算 3.5億円 )

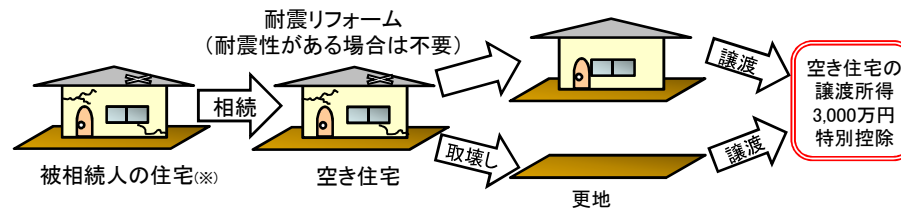
## 税制措置

- 市町村長が法の規定に基づく勧告をした特定空家等については、当該特定空家等に係る敷地について固定資産税等の住宅用地特例の対象から除外

( 現行の住宅用地特例 )

現行の住宅用地	小規模住宅用地 (200㎡以下の部分)		一般住宅用地 (200㎡を超える部分)
	固定資産税の課税標準	1/6に減額	1/3に減額

- 相続人が、相続により生じた古い空き住宅又は当該空き住宅の除却後の敷地を令和5年12月31日までの間に譲渡した場合、譲渡所得から3000万円を特別控除する。



(※)・昭和56年5月31日以前に建築された家屋に限る。  
・相続開始の直前に被相続人が老人ホーム等に入所していた場合、一定要件を満たせば適用対象となる。

- ① 居住者からの視点
- ② 住宅ストックからの視点
- ③ 産業・地域からの視点



# 木造住宅・建築物の整備の推進

- 住宅・建築物における木材利用の促進により、国内の豊富な森林資源を循環利用し、低炭素社会の実現に取り組む。
- このため、地域材等を活用した木造住宅・建築物の整備及び先導的な中大規模建築物等の推進、木造住宅・建築物にかかる人材の育成等を推進する。

## 地域材等を活用した住宅・建築物の整備の推進

地域型住宅グリーン化事業 R2予算 135億円  
環境・ストック活用推進事業 R2予算 90.7億円の内数 等

- 中小の木造住宅生産事業者グループによる地域型住宅の質の向上を通じた生産体制の強化と耐久性や省エネルギー性能に優れた住宅・建築物及び省エネ改修の整備の促進



- 先導的な技術を導入した中大規模木造建築物等の整備の促進

- 木質耐火部材を使用した耐火建築物
- CLT工法による木造ホテル



## 木造住宅・建築物に係る人材の育成

木造住宅・都市木造建築物における生産体制整備事業 R2予算 5億円

- 木造住宅・建築物の担い手となる技能者の確保・育成に対して支援
- 都市木造建築物を担う設計者の育成・サポートに関する取組に対して支援



- 地域の気候風土に応じた木造住宅の建築技術等に係るリーディングプロジェクトを支援
- 「和の住まい」の推進

○ 気候風土に応じた省エネ住宅のイメージ



# 密集市街地の整備改善について

「地震時等に著しく危険な密集市街地」※ 約6,000haについて、令和2年度までに最低限の安全性を確保し、おおむね解消することを目標に密集市街地の整備改善を推進。

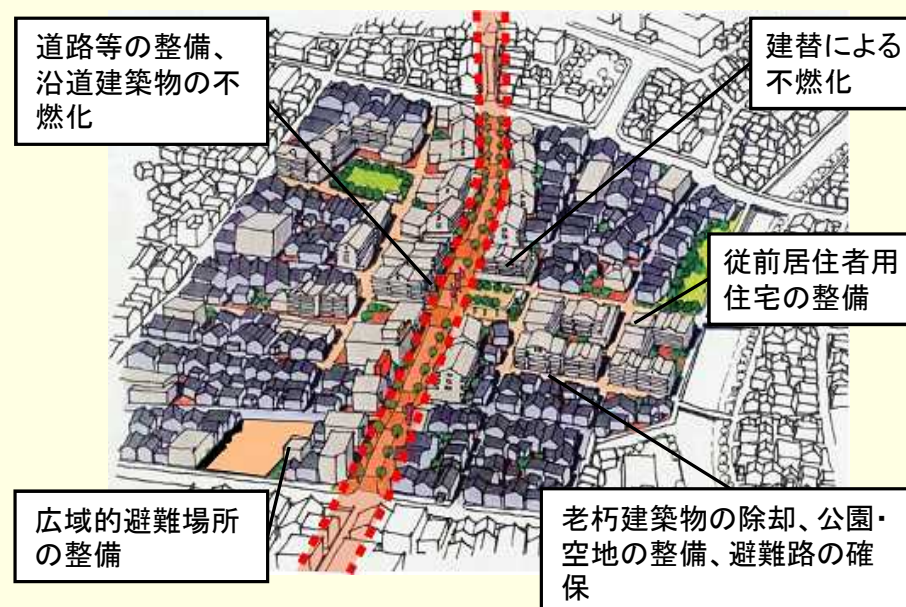
(住生活基本計画(全国計画)(平成23年3月閣議決定)。平成28年3月の改訂時にも目標を継続。)

※ 密集市街地のうち、延焼危険性や避難困難性が特に高く、地震時等における最低限の安全性が確保されていない、著しく危険な密集市街地。

## 【地震時等に著しく危険な密集市街地(H24年10月公表)】

都府県	市区町村	面積	面積 (H30年度末)	面積 (R1年度末)
埼玉県	川口市	54ha	54ha	54ha
千葉県	浦安市	9ha	8ha	8ha
東京都	文京区、台東区、墨田区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、豊島区、北区、荒川区、足立区	1,683ha	316ha	267ha
神奈川県	横浜市、川崎市	690ha	57ha	27ha
愛知県	名古屋市、安城市	104ha	102ha	101ha
滋賀県	大津市	10ha	10ha	10ha
京都府	京都市、向日市	362ha	357ha	357ha
大阪府	大阪市、堺市、豊中市、守口市、門真市、寝屋川市、東大阪市	2,248ha	1,885ha	1,815ha
兵庫県	神戸市	225ha	199ha	199ha
和歌山県	橋本市、かつらぎ町	13ha	0ha	0ha
徳島県	鳴門市、美波町、牟岐町	30ha	26ha	26ha
香川県	丸亀市	3ha	3ha	3ha
愛媛県	宇和島市	4ha	0ha	0ha
高知県	高知市	22ha	22ha	18ha
長崎県	長崎市	262ha	109ha	95ha
大分県	大分市	26ha	0ha	0ha
沖縄県	嘉手納町	2ha	2ha	2ha
合計	41市区町	5,745ha	3,149ha	2,982ha

## 【整備改善に向けた取り組み】



「防災・安全交付金」「社会資本整備総合交付金」及び「密集市街地総合防災事業(H27創設 補助金、R2予算51億円)」等により地方公共団体の取り組みを支援

# (参考資料3) 前回政策レビュー以後の動き

前回評価を踏まえて現行計画を策定。現行計画に則った各施策の一層の推進に取り組んでいるところ

## 前回政策レビューの指摘（平成27年度）

**目標1 安全・安心で豊かな住生活を支える生活環境の構築（目標達成に向け進捗に遅れ）**  
 耐震性不十分な住宅ストック及び地震時等に著しく危険な密集市街地の存在等の課題があり、引き続き、住宅の耐震化、建替え等の取組を推進する必要がある。

(例)新耐震基準適合率  
 目標:79%(H20)→95%(H32)  
 実績:82%(H25)

**目標2 住宅の適正な管理及び再生（目標達成に向け進捗に遅れ）**  
 リフォーム実施戸数の割合や、長期修繕計画に基づく修繕積立金を設定している分譲マンション管理組合の割合が依然低水準等の課題があり、住宅の適正な管理と維持保全に向け施策の更なる充実を図る必要がある。

(例)リフォーム実施戸数/住宅ストック戸数の割合  
 目標:3.5%(H16～H20平均)→6.0%(H32)  
 実績:3.8%(H25)

**目標3 多様な居住ニーズが適切に実現される住宅市場の環境整備（目標達成に向け進捗に遅れ）**  
 既存住宅流通・リフォーム市場は、特に戸建て既存住宅の流通シェアが伸び悩んでおり、市場の環境整備等の取組を一層推進する必要がある

(例)既存住宅の流通シェア  
 目標:14.0%(H20)→25.0%(H32)  
 実績:14.7%(H25)

**目標4 住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保（目標達成に向け進捗に遅れ）**  
 目標を達成するため、空き家の活用促進や民間賃貸住宅をか通用した新たな仕組みの構築等により、住宅セーフティネット機能を強化する必要がある。

(例)高齢者のいる住宅のバリアフリー化率  
 目標:一定バリアフリ 37%(H20)→75%(H32)  
 高度バリアフリ 9.5%(H25)→75%(H32)  
 実績:一定バリアフリ 41.2%(H25)  
 高度バリアフリ 10.7%(H25)

## 現行計画の策定（平成27年度）

各目標の進展が思うように進まなかった理由としては、各成果指標それぞれにおける状況のほか、住宅関連施策は事業者等に行われるものが多く、国が直接的に事業量等をコントロールしにくいといった理由が挙げられる。

新たな住生活基本計画では、成果指標の見直しを進めるとともに、目標に関連する施策を23年計画以上に具体的に記載し、課題解決に向けた新たな仕組みの構築も含め、各施策を一層推進

(23年計画)  
 4つの目標、16の成果指標を設定

(28年計画)  
 8つの目標、18の成果指標を設定

## 施策の推進

新たな仕組みを構築するなど各施策を一層推進

新たな住宅セーフティネット制度の枠組み

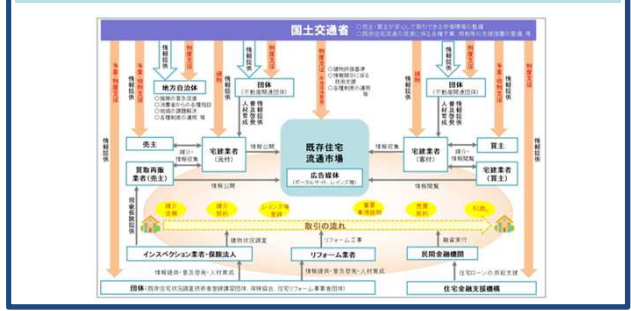
※住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）の一部を改正する法律（平成29年4月26日公布 10月25日施行）

① 住宅確保要配慮者の入居を阻まない賃貸住宅の登録制度	【施行状況（H25(22)時点）】 住宅確保要配慮者円滑入居登録制度の登録 22,963戸 居住支援法人の認定 281件 居住支援協議会の設立 44（都道府県） 賃貸保証保証者の登録 70名 供給促進計画の策定 32都道府県・市町村
② 登録住宅の改修・入居への経済的支援	※交付・審査中の13,368戸を合わせた31,338戸
③ 住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援	

【新たな住宅セーフティネット制度のイメージ】

## 政策レビューの実施（令和元年度）

既存住宅流通市場の活性化について、先んじて政策レビューを実施。今後の課題等を整理



## 現行計画の見直し（令和元年度～）

社会資本整備審議会住宅宅地分科会において、現行計画の見直しに向けた議論を開始